

# 国際フェンシング連盟

## 定款

2017年12月更新版

### 第1章 根本方針

- 1.1 使命
- 1.2 目的達成手段
- 1.3 登録事務所
- 1.4 会計年度
- 1.5 公式言語と実用言語
- 1.6 財政源

### 第2章 FIEの会員

- 2.1 メンバーシップ条件
- 2.2 メンバーの権利と任務
- 2.3 地域連合
- 2.4 地域連合の責務

### 第3章 コングレス

- 3.1 会議
- 3.2 コングレスの役割
- 3.3 構成と代表
- 3.4 会議事項
- 3.5 決定
- 3.6 選挙コングレスに関する特別規則

### 第4章 会長、理事会、諸委員会、諸カウンスルの選挙手順

- 4.1 一般規則
- 4.2 会長の選挙
- 4.3 理事会の選挙
- 4.4 諸委員会の選挙（選手委員会を除く）
- 4.5 選手委員会の選挙
- 4.6 懲戒パネルの選抜
- 4.7 諸カウンスルの選抜

### 第5章 理事会

- 5.1 理事会
- 5.2 理事会の構成
- 5.3 理事会在職条件
- 5.4 理事会の会議と決定
- 5.5 理事会の職務
- 5.6 会長の責務
- 5.7 本部局の責務
- 5.8 財務局長の予算責務
- 5.9 事務局長の責務

## 第6章 諸委員会

- 6.1 諸委員会
- 6.2 諸委員会の構成
- 6.3 任期
- 6.4 諸委員会の会議
- 6.5 諸委員会の職務
- 6.6 委員会委員長の責務
- 6.7 懲戒パネル

## 第6章 A. カウンシル

- 6A.1 諸カウンシル
- 6A.2 カウンシルの構成
- 6A.3 任期
- 6A.4 カウンシルの会議
- 6A.5 カウンシルの職務

## 第7章 懲罰

- 7.1 懲戒規定
- 7.2 懲戒手順

## 第8章 競技会参加資格

- 8.1 競技会参加資格

## 第9章 ライセンス

- 9.1 ライセンス
- 9.2 選手の国籍

## 第10章 競技会

- 10.1 FIE の公式競技会
- 10.2 世界選手権大会、全カテゴリー
- 10.3 オープン世界選手権大会
- 10.4 ジュニアとカデの世界選手権大会
- 10.5 ベテラン世界選手権大会

## 第11章 コンgressによって授与されるタイトルと賞

- 11.1 「シュバリエー・フェイエリック」トロフィー
- 11.2 FIE の賞状とメダル
- 11.3 名誉会員
- 11.4 パトロン(後援者)

## 第12章 倫理規程

倫理規程の付属文書： 賭け事と不正行為防止規定

## 付属文書

- I. メンバー連盟のリストと頭文字
- II. 歴史—創設と管理
- III. 名誉会員
- IV. シュバリエー・フェイエリック・トロフィー

## V. 最優秀選手

### 序文

国際フェンシング連盟(FIE)は、登録事務所が所在する土地の国法と規制の支配下にある非営利組織団体である。

その職務は、定款ならびに管理規則によって統制される。

管理規則の目的は、定款で規定された原則を詳述する事及び連盟の通常の職務を規制する事である。

定款は、FIE コングレスの投票で承認され、又、部分修正される。

理事会の会議と会議の間は、FIE 本部局は、緊急解決を必要とする状況に対応する例外的な場合において管理規則を一時停止あるいは一部変更する権限を与えられている。これらの変更は、次の理事会会議の承認のための詳細報告提出の対象となる事とする。

現在の定款は、FIE の旧定款の完全な構造改革を表示している。

この構造改革は 1999 年に法律委員会によって完了された。それは、1999 年 12 月 10-11 日にローザンヌで開催された会議中に FIE の kongress によって承認された。

### 第 1 章 基本原則

FIE は、スポーツを文化とトレーニングに関連付けて努力の喜びと良い手本の教育的価値と基本的普遍的道德原則の尊重を基盤とする生活様式を教え込む事を提案する事によって、身体的素質と意志と精神を合体して高める人生哲学としてオリンピック・ムーブメントの本質的な原則を認め、受け入れ、実行する。

FIE の目標は、人間の尊厳維持に強い関心を持つ平和な社会の確立を容易にするために、スポーツを人の調和の取れた発育に役立たせる事である。フェンシング界が全体として前進するために、強者と弱者との間の団結は、それが諸大陸間であろうと諸連盟間であろうと諸選手間であろうと、否定できない必須条件である。この見通しは、現実にならなければならない。我々の共通の単一のモットー：一緒のフェンシング、普遍的フェンシング。

フェンシングは、団結と身体的精神的スキルのバランス、特に、運動競技の量、敏捷さ、反応、速度、独創性、直感、順応性、を結集する。フェンシングは、オリンピック・ムーブメントの基本的価値、特に、選手やオフィシャルや審判員や観客、礼儀、忠実、スポーツマンシップ、規律の尊重と規則の遵守、を基盤としている。

#### 1.1 使命

FIE はオリンピック憲章第 3 章の規則に従って世界のフェンシングのスポーツを統制する組織団体として IOC によって認められている。

FIE の目的は：

a) 世界中にフェンシングの育成を促進する事、代表グループ間の永続的な関係を設立して諸国のフェンシング選手を団結する友情の絆を強固にする事、あらゆる点で我々のスポーツ活動の向上を助長する事。

b) 連盟所属メンバーに開放されている国際競技会が FIE の競技規則に則って組織される事を確実にする事。

- c) 組織されなければならない国際競技会に応じて規則を設定する事。
- d) オープン世界選手権大会だけでなくジュニア、カデ、及び、ベテランの世界選手権大会をも組織する事。
- e) その他の FIE の公式競技会を認可したり監督したりする事。
- f) 国際競技会に於いて、1 連盟メンバーが発した禁止布告、一時的出場停止、除名、失格、及びその他の全ての処罰が尊重される事を確実にする事。
- g) 国際関係でフェンシングに関係のある全ての問題を調査したり立法統制したりする事。
- h) ドーピング防止の努力を促進し発展させる事。
- i) 国際オリンピック委員会と連結してオリンピック大会でフェンシングを組織化する事。
- j) 人種、性別、民族、宗教、政見、家族階級やその他の見地で差別を行わない原則が尊重される事を保証する事。
- k) 環境の尊重に寄与する適切な手段を適用する事。
- l) フェアープレーの精神が支配するように公正なスポーツ試合を確実にする事。
- m) 選手の健康を守り虐待を防止するた規則と適切な手段を確立する事。
- n) 選手の社会的及び職業的な将来を提供する適切な対策を講じる事。

## 1.2 目的達成手段

**1.2.1** FIE は、フェンシングの統制のために各国にスポーツ権威を一つだけ(「ナショナル連盟」)承認する事とする。  
「国」の定義に関しては、FIE は国際オリンピック委員会の解釈を採用する事とする。

**1.2.2** FIE は、FIE の定款や規則やオリンピック憲章に違反している場合を除いて、所属メンバーの完全に国内的な職務に干渉してはならない事とする。FIE の理事会は、その問題に取り組む責任がある。

**1.2.3** FIE は、その公式競技会で競技するために国際ライセンスを交付する(第9章参照)。

**1.2.4** FIE は、各ナショナル連盟に政治的、人種的、宗教的に無差別の原則を適用する事を義務付けている。  
特に、所属メンバーのナショナル連盟からの選手は誰も、如何なる理由でも他の登録した選手と試合を行う事を拒否する場合、その拒否が定款あるいは競技規則で認可されていない限り、FIE の公式競技会あるいはその他の国際競技会に参加できない事とする。この規則違反の場合は、その選手は直ちに失格し、理事会はその失格

選手が所属するナショナル連盟に対するペナルティーの要求を懲戒委員会に申し出なければならないかどうか、又、何の非難であるかを吟味する事とする。

**1.2.5** コングレスや公式競技会やその他の FIE 国際イベントの開催組織立候補を申請するメンバー連盟は、絶対に差別せずに、全メンバー連盟がこれらのイベントに参加できるように組織者が全ての手段を使用した事を証拠書類で実証しなければならない。

### 1.2.6

a) メンバー連盟のチーム又は選手は、メンバーでない国あるいは FIE が承認していない「連合」によって組織された競技会に参加する権利を全く持っていない。又、その逆も然り。

しかし、FIE のメンバーでない国の選手は、もし現行シーズンの FIE ライセンスを保有していれば、メンバー連盟によって組織された個々の競技会に登録が可能である。彼等は FIE の旗印の下にフェンシングを行う。

b) メンバー連盟のメンバー全員は、その国のナショナル連盟が承認していない個人又は団体によって組織された競技会やイベントに、それらの競技会やイベントが同連盟により特別に認可されていない限り、参加する事を禁止されている。

メンバー連盟によって組織されておらず 5 カ国以上が参加する国際競技会は、FIE の認可を得なければならない、FIE の国際カレンダーに記載されなければならない。

6 カ国以下の小区域の国際競技会は、もし FIE 規則と安全基準が実施されるならば、FIE の認可を求める事が出来る。

c) チームや個人の競技会参加申込(エントリー)は、上記 a) の第 2 パラグラフに許可されている場合を除いて、所属のメンバー連盟によって送付された場合にだけ有効である。

d) 例外的な手段として、又、FIE メンバーのナショナル連盟がまだ存在していない国々に国際的フェンシングを発展させるために、メンバー連盟は FIE の本部局の同意を得て、予定されているイベントの開催場所と日付を前もって明記して、非メンバー国からの選手を受け入れる事ができる。

このように与えられた許可は、毎回、単一のメンバー連盟の選手達と単一の非メンバー国の選手達の間試合にだけ適用する事を強調しなければならない。

**1.2.7** メンバー連盟によって FIE ライセンス保有者に発せられた全ての禁止布告、出場停止、追放、失格、その他の処罰は FIE の全メンバー連盟に通告する FIE の本部局に知らされなければならない。

**1.2.8** FIE はオリンピック憲章の基本原則、国際オリンピック委員会の倫理規定の適用、国際オリンピック委員会の倫理委員会の法的権限を認知する。

FIE とその機関は、契約に関する一般入札を監視する事とする。

## 1.3 登録事務所

FIE の登録事務所は、ローザンヌ（スイス）に所在する。

## 1.4 会計年度

会計年度は、1月1日から12月31日までの12ヶ月間である。

## **1.5 公式言語と実用言語**

**1.5.1** FIEの公式言語は、フランス語である。

**1.5.2** FIEの実用言語は、フランス語と英語とスペイン語である。  
FIEの全ての業務は、これらの3ヶ国語の一つで行使される事とする。

**1.5.3** FIEの全ての公式原文はフランス語で表される。  
FIEの理事会の管理下に、英語とスペイン語の翻訳が提供される事とする。  
フランス語の原文と翻訳の間に相違がある場合は、フランス語の原文が優先する事とする。

**1.5.4** FIEの全てのコミュニケーションは、3ヶ国語の全ての実用言語で応じられる事とする。  
各国連盟は、どの言語で連絡を受けたいかFIEの本部局に通知する事とする。

**1.5.5** 出来る限り、競技規則や定款や付録文書の変更に関する提案は、フランス語で作成される事が望ましい。もし提案が他の実用言語で作成されている場合は、FIEはそれを翻訳する義務がある事とする。

**1.5.6** コングレスでは、どの実用言語でも発言が可能であり、本部は参加者が3ヶ国語の同時通訳を利用できるように必要な処置を講じる事とする。

**1.5.7** 実用言語以外の言語で連絡を行いたい連盟はそうすることができるが、各自の経費負担で必要な翻訳を提供しなければならない。

**1.5.8** コングレスでは決定に関する投票はフランス語原文のみを基に行われる事とする。

**1.5.9** FIEの公式競技会の表彰式では、発表はフランス語とその他の実用言語の両方で、又は、適切な限り、フランス語とその他の実用言語及び／又は地元の言語で行われる事とする。  
審判は、常にフランス語で行われる事とする。

## **1.6 財政源**

FIEの財政源は、下記の通りである：

- 1) 連盟の会費
- 2) ライセンス料
- 3) 競技会開催組織料
- 4) テレビジョン放映権
- 5) 寄付とスポンサー契約からの収入
- 6) 徐々に開発されるその他の財源

上記の(1~4の事項)金額は、理事会によって決定され、コングレスで次シーズン用に承認される。

## 第2章 FIEのメンバー

FIEのメンバーはナショナル連盟と名誉会員とパトロン(後援者)で構成されている。

### 2.1 メンバーシップの条件

#### 2.1.1 ナショナル連盟のメンバーシップ条件

FIEは、それぞれの国のオリンピック委員会によってその国の唯一のフェンシング代表者として公式に認められたナショナル連盟（連盟、協会、フェンシング部会、全国スポーツ団体、等）で構成されている。

IOCがオリンピックムーブメントの保護のため及びオリンピック継承違反の理由でNCOに対して制裁や差止め命令の処置を講じる場合、FIE理事会は、NOCのナショナル連盟に関して、適切と思われる結果と範囲を伴い、メンバーシップの全体や一部の一時停止を含めて、定款の基本的な原則と価値の擁護で適切と思う一時的な手段を採用する事が出来る。如何なる場合も、この手段は影響を受けたナショナル連盟が審理される機会が与えられた後に採用される事とし、次の kongress で是認されなければならない。FIE理事会はそのナショナル連盟を代表している選手と審判員のために如何なる解決策でも探求する権利を有する事とする。

#### a) 資格

FIEのメンバーとしての資格を得るためには、ナショナル連盟は、所属している十分な数のフェンシング選手を有している事、又、その定款がFIEの定款の基本規則、即ち、当定款の第1章から第7章に触れない事を証明しなければならない（公式言語と実用言語に関しては除外）。

ナショナル連盟はオリンピック憲章の原則に従って独立した職務を有していなければならない。

FIEは、ナショナル連盟がフェンシング・マスター達を含む事を認めている。

しかし、フェンシング・マスターは、会長、副会長、事務局長、又は、財務局長、あるいはそれに相当する地位の管理職に就いてはならない事とする。フェンシング・マスターとは、その主な活動が報酬を得てフェンシングを教える人物を意味する。

#### b) メンバーシップの申請

加盟申請の実際の手順はFIE管理規則の第8章「ナショナル連盟のメンバーシップ」に明示されている。FIEのメンバーになる事を望むナショナル連盟は、FIEの理事会に申請書を提出できる。この申請書は、そのグループがその国のフェンシングを統治する事を正式に認められている唯一のグループである事を証明するナショナル・オリンピック委員会の声明書を伴わなければならない。

2つ以上のグループがFIEのメンバーとしてその国を代表する事をそれぞれ希望して競う場合、FIEの理事会は、当該ナショナル・オリンピック委員会の意見を聞いた後、どちらを認めるか、決定を求められる事とする。

#### c) 入会

Kongressは、各会議でメンバーシップの申請に関して裁決する。

理事会は、次のKongressまで、申請したナショナル連盟を暫定的に受け入れる権利を有する。

ナショナル連盟がFIEの暫定的メンバーである場合、そのナショナル連盟は、その他のメンバー連盟と同じ権利の利益を受け、又、同じ義務を有する。

Kongressによる終身メンバーシップの拒否は、全く補償の理由にはならない。

#### d) メンバーシップの喪失

メンバー連盟は、FIEのメンバーシップを下記によって失う。

- －辞表
- －除名

### 2.1.2 名誉会員のメンバーシップの条件

#### a) 指名

全立候補は選挙 kongress に続く kongress の 3 ヶ月前にナショナル連盟、理事会メンバー、委員会又は名誉会員によって提出されなければならない。

推薦は、名誉会員の称号を授与されるための候補者の資格の詳細な根本的理由を含む事とする。候補者は、新しく適時に提出される推薦によって複数の回数の指名推薦をされる事が出来る。

#### b) 資格

FIE ライセンスを現在保有している又は以前に保有していた全ての個人は、理事会の現行メンバーをのぞいて、指名推薦される資格がある。

名誉会員のタイトルは、国際フェンシングに対する長期にわたる誠実な貢献を通してFIEに対する不動の献身を立証した人物にkongressによって授与される事とする。これは、感謝の印としてこの人物に授与され、又、FIEの全活動に於いてその人物の賢明な助言をFIEのために確保するために授与される。

名誉会員は、彼等のメンバー連盟とFIEの選挙で選ばれる公職を求める事を継続できる。

#### c) 手続き

選挙 kongress に続く kongress の前に、本部局は、名誉会員として指名する予定の 1 名から 6 名の間の人物を選抜する事がある。

本部局は、栄誉認定委員会に案を提出する前に理事会の承認を求めなければならない。

栄誉認定委員会の構成は下記の通りである：

- ◆事務局長、委員会の委員長
- ◆kongress に出席している名誉会員連

栄誉認定委員会は、選挙 kongress に続く kongress の昼休み中(初日)に会合し、各候補者を名誉会員としてkongress に発表するかどうかを一連の無記名投票で決定する。

#### d) メンバーシップの喪失

名誉会員は、FIE のメンバーシップを下記によって失う事がある。

- －辞表
- －除名

### 2.1.3 パトロン (後援者)

FIE はパトロンを含む事がある。「パトロン」のタイトルは、本来のフェンシング界以外の、FIE に大きな関心を示したり個人的な信望によって FIE のイベントを素晴らしいものにした、高位の著名人に対して栄誉認定委員会の嘆願に応じてkongressによって授与される。

## 2.2 メンバーの権利と任務

### 2.2.1 メンバー連盟の権利と任務



- a) 各メンバー連盟は、FIE の kongress で投票する権利がある。
- b) 各メンバー連盟は、FIE の種々の組織体のために候補者を推薦する権利がある（第4章を参照）。彼等は、kongress に提出される事がある提案を作成する権利もある（第3章を参照）。
- c) 各メンバー連盟の会長は、それぞれの所属国に於いて FIE の代表者として認識される。彼等は、それぞれの国の全ての国際イベントで FIE の会長自身あるいはその代理者が参加できない場合にはその都度 FIE の会長を代表する。
- d) 各メンバー連盟は、イベントが FIE の後援で組織される場合にその土地に於いて FIE の規則の尊重を確実にする義務がある。
- e) 更に、各メンバー連盟は、自国の定款が FIE の定款の原則に触れない事を確実にしなければならない（2.1.1 を参照）。
- f) ナショナル連盟によって発行される公式文書は、会長又は事務局長又は同等者によって署名される事とする。特有の文書が役員会の認可を義務付けるかどうかの決定は、ナショナル連盟内の支配権内である。

### 2.2.2 名誉会員の権利と任務

- a) FIE の名誉会員は、当然 FIE の kongress に出席する。彼等がナショナル連盟によってその代表として派遣されていない場合、彼等は顧問の役割を有するだけである、即ち投票できない。
- b) 又、彼等は、FIE の全委員会の会議に出席する権利があるが、顧問の立場においてのみである。

### 2.2.3 パトロンの権利と任務

このタイトルは、全く肩書きだけである。

## 2.3 地域連合

連合が FIE によって認められるためには、FIE の会長が彼等の理事会の職務上のメンバーである事を彼等の定款が規定する事が必要である。そのような資格に於いて FIE の会長は投票権を有する。

**2.3.1** FIE は、幾つかのメンバー連盟が地理的な地域に従って連盟間関係を調整するために有効に設立できると考える「連合」集団を成す事を認める事とする。(注)1999 年度より「地域連合」

**2.3.2** これらの地域連合は、メンバー連盟のみを含む事とする。地域連合それ自体は FIE のメンバーではない。

**2.3.3** 地域連合は、FIE の規則や定款に反する規則や定款を持たない事とする。FIE の定款や規則と地域連合のものとの解釈に相違がある場合は、FIE のものが優先する。

**2.3.4** 地域連合は、定款提出後に、設置後の最初の FIE コングレスによる承認を求める事とする。

**2.3.5** 地域連合は、地域内部関係に関連した好みの言語を公式言語に選ぶ事ができる。

## **2.4 地域連合の責務**

**2.4.1** 地域連合は、特定の地理的地域内のフェンシングの発展の面で FIE を助ける。

**2.4.2** FIE に関するこの地域連合による支援は、管理規則に規定されている。

## **第3章 コングレス**

### **3.1 会議**

a) コングレスは、毎年、11月の後半あるいは12月の前半に開催される。

i) 選挙コングレスは、オリンピックの年に開催される。

下記のコングレスが下記の特有の問題を取り扱う事とする：

ii) 規則の変更提案とオリンピック大会の問題を取り扱うコングレスは、オリンピックの年の1年後に行われる事とする。

iii) 定款の変更提案とオリンピックに関する残りの全ての問題を取り扱うコングレスは、オリンピックの年の2年後に行われる事とする。

iv) 他の全ての件を取り扱うコングレスは、オリンピックの年の3年後に行われる事とする。

緊急な提案と決定は上記のどのコングレスでも取り扱う事ができる。提案は、もし下記である場合は緊急と考慮される：

- a) 理事会によって提示される場合、又は
- b) 委員会によって提示される場合、又は
- c) メンバー連盟の20%によって共同提示される場合

b) 臨時コングレスは、理事会が提案する場合あるいはメンバー連盟の少なくとも50%の要請で開催される事が出来る。このコングレスの組織にかかる費用は FIE によって支払われる。

c) コングレスの場所と日付は、理事会によって宿泊や航空・鉄道連絡の便利な都市に設定される。

### **3.2 コングレスの役割**

**3.2.1** 毎年、 kongress は、理事会の管理及び FIE の運営面と財政面の状態に関する報告、終了した会計年度の決算報告と監査官の報告を受ける。一般総会は、次シーズン用に理事会によって決定された条項 1.6 の 1~4 の事項にある料金の金額を承認する。

kongress は、暫定予算に関する投票を行う。

kongress は、会計監査官の報告を承認する。

終了した会計年度の決算が監査官によって承認されない場合は、会長と理事会は免職される。

kongress は、更新可能な次の会計年度の監査官として専門職の監査官を任命する。監査官の報告書は、認識されている国際財務報告基準を基盤とする。

**3.2.2** kongress だけが不動産の取得や交換や販売に関して、又、抵当権や長期賃貸

(9年以上)やローンの引き受けに関して決断する資格がある。

**3.2.3** kongress は、FIE の一般方針を設定し統制し指導する。kongress は、定款や競技規則に行われる変更を決定する。

kongress は、FIE の解散を宣言する権力がある。

### 3.3 構成と代表

**3.3.1** FIE のメンバー連盟は 2 名の代表者によって FIE kongress に代表され、彼等の名前は kongress や一般総会の 1 ヶ月前に FIE 本部局に書面で通知されなければならない。理事会と諸委員会と常設協議会(カウンスル)のメンバーは kongress に参加する権利を有している。

メンバー連盟の投票権はその会長又は彼によって書面で指名される人物に制限されている。

**3.3.2** メンバー連盟が kongress の開催日の暦日 30 日(ローザンヌ時間 00:00)前に FIE に対する財政責務を果たしていない場合は、そのメンバー連盟は、正当な理由が理事会によって受理されて kongress で発表される例外を除き、その kongress に代表団を出す事及び投票を禁止されている。

#### 3.3.3 委任状と権能付与

a) kongress で投票する権利は、他の連盟に委任する事ができる。この委任状は、メンバー連盟の会長によって署名されなければならない。又、この権能付与は、全ての制定法上の修正に絶対必要である。

代理人が他のメンバー連盟のために委任された権限を一つ以上有する事は絶対にならない。

b) 有効な委任状は、kongress 開催前に FIE が受け取ったものだけである；委任状はメンバー連盟の会長の署名がなければならない。

メンバー連盟が既に委任状を受けている場合で、更に又、他のメンバー連盟から委任を受ける場合は、後者に委任を引き受けられない事を通告しなければならない。各委任状は、委任状を受けるメンバー連盟が委任を引き受けられない場合にその委任状を引き受ける事ができる一つ又は幾つかのメンバー連盟を優先順に明記できる。

### 3.4 会議事項

**3.4.1** 全ての提案は、次回 kongress 開催日の 7 ヶ月前のローザンヌ時間 00:00 時までに FIE の本部局に到着しなければならない。この期限後に FIE 本部局に到達する提案は、会議事項に加える事が出来ない。

**3.4.2** 提出された如何なる提案も当の定款や規則の条項の番号、削除したテキスト、付加あるいは修正したテキスト、提案の動機を記載しなければならない。この形式を守らない提案は考慮されない。

**3.4.3** FIE の会長は、少なくとも kongress の 1 ヶ月前に、必要な説明を添付して会議事項を全メンバー連盟に送付しなければならない。

**3.4.4** kongress に於いて、メンバー連盟、名誉会員、及び理事会メンバーは、審議中の各項目に関して 2 回以上、及び、各都度 3 分を超えて意見を述べる事は出来ない。この規制は、諸委員会のレポートの発表、上記の各人に対する質問の回答、非難に対する答弁の権利には適用されない。

**3.4.5** 会議事項の各項目の審議の終わりに、CEO 又は責任を与えられた人物は、投票される正確なテキストを宣言する事とする。  
投票後、明確なテキストが確認されて記録される事とする。

**3.4.6** kongress 決定の手早い要約は、CEO によって起草され、関連委員会の委員長によって再検討され、FIE の会長によって認可されて 1 ヶ月以内にメンバー連盟に送付されなければならない。

## **3.5 決定**

### **3.5.1 絶対過半数**

kongress の決定は、出席や代表されている諸連盟の投票の単純過半数で達せられる。

もし kongress が会議事項にない件とか定款で規定されていない件に関して決定しなければならない例外的な場合、その決定は、kongress で有効に行われた投票の 3/4 の過半数のみで行われる事とし、絶対に定款の修正を伴ってはならない。

### **3.5.2 定足数**

kongress の審議は、FIE の全メンバーの 50% が出席あるいは代表派遣されている場合にのみ有効である。

この比率が達成されない場合は、kongress は、解散されて最大限度 6 ヶ月の期間内に再び開催される事とする。この時に、代表される投票数が何であろうと、kongress は有効に審議する事とする。

**3.5.3** 定款の変更に関する kongress の決定は、出席または代表されている諸連盟の 2/3 の多数票を伴って有効である。規則の変更に関する kongress の決定は、出席または代表されている諸連盟の単純過半数票を伴って有効である。

### **3.5.4 解散**

FIE の解散は、出席または代表されている諸連盟の 3/4 の多数票を伴ってのみ宣言出来る。

### **3.5.5 投票権**

各メンバー連盟は、全ての投票に関して 1 票の権利を有する。

### 3.5.6 無記名投票

kongressでは投票は、個人やメンバー連盟が関連する時点や会議の議長の決定や出席しているメンバーの最低 25%の要求の時点で無記名投票である。

## 3.6 選挙 kongressに関する特別規則

**3.6.1** 会長、理事会、及び常設委員会メンバーは、オリンピックの年に選挙 kongressで選出される。彼等の任期は 4 年間である。

**3.6.2** 会長、理事会、諸委員会に関する投票は、無記名投票で行われる。理事会は投票が電子投票用紙で行われる事を決定でき、その場合はメンバー連盟に知らせる事とする。もし投票が電子投票用紙で行われない場合は、投票は、各メンバー連盟の代表者が次々に行き、各委員会用の異なる色の投票用紙に記入して 1 つ又はそれ以上の閉ざされた投票箱に投函する個々に仕切られた投票所で行われなければならない。

もし選挙のための立候補者数が選挙される人数を超過しない場合は、立候補者(達)は正式な選挙手順を伴わずに満場一致で選出されたとみなされる。

**3.6.3** 選挙は下記の順序で行われる：

会長、それから理事会、そして最後に諸委員会。

**3.6.4** 投票用紙が占める職位数よりも多い投票を含む場合は、その投票は無効である。

**3.6.5** 会長、理事会と常設委員会(選手委員会を除く)のメンバーは、オリンピック大会閉会日または選挙 kongress閉会日の後に続く月のどちらか遅い方の月の初日に就任する。選手委員会のメンバーは、理事会が最終的な 6 名のメンバーを選出する会議後の月の初日に就任する。

## 第 4 章 会長、理事会、諸委員会の選挙手順とカウンスルの選出

### 4.1 一般規則

**4.1.1** FIE の会長、理事会の 15 名のメンバー、諸委員会のメンバー（選手委員会を除く）は、選挙 kongressによって選出される。カウンスルと懲戒パネルのメンバーはオリンピックの年の選挙 kongress後の最初の会議で理事会によって選出される。彼等は 4 年間のために選出される。彼等は、任期終了時にそれぞれ再選挙/再選出の資格がある。

**4.1.2** 理事会、委員会、カウンスル又は懲戒パネルへの候補者は、下記を条件として、FIE のメンバー連盟によって提案される事ができる：

—各メンバー連盟は、各職位に候補者 1 名だけを提案できる。

—候補者は、その候補者が国籍を有しているメンバー連盟によってのみ提出される事が出来る（4.4.1, 4. 6. 2, 4.7.1 に取り扱われている）。

**4.1.3** 全ての立候補は、選挙コンGRESS開催日の暦日 40 日(ローザンヌ時間 00:00)より前に FIE の管理事務所に到達しなければならない。

立候補は、FIE が支給する規定用紙 (A 4 フォーマットの単一ページ) を使用して提出されなければならない。その用紙には話す言語ならびに特定の委員会のための学位や他の資格が含まれていなければならない。立候補者の生年月日と国籍が記載されている身分証明書(パスポート、ID カード、運転免許証)のコピーが立候補と共に提出されなければならない。

FIE の管理事務所は、CONGRESSに関する書類の中に受け取った履歴書と立候補者全員のリストを含める事とする。

諸委員会に対する立候補者も含めて、受け取った全ての履歴書は、CONGRESSの開催前に表示される事とする。

FIE 本部局は定款や IOC の倫理規定を守らない立候補を拒絶する。各ナショナル連盟は本部局によって連絡される立候補者リストに異論を唱える事が出来る。全ての問題点は法律委員会と当事者達からの助言後に最終的に理事会によって考慮される事とする。緊急の場合は意見はファックスや E メールで獲得する事ができる。

## 4.2 会長選挙

**4.2.1** 会長職立候補者は、名誉会員である場合を除いて、メンバー連盟のライセンスを所有し、選挙日に最低限度 25 才であり、自分の所属国の十分な市民の権利を享有していなければならない。

更に、会長職の立候補者は、FIEの 3 ヶ国語の実用言語の一つを流暢に話せなければならない、又、他の 2 ヶ国語の実用言語の一つを理解し話せる事が望ましい。

FIE の会長は、彼のナショナル連盟あるいは地域連合の職務に従事する事は出来ない。

**4.2.2** 選挙の前に会長職立候補者が立候補を撤回する場合には、上記の 4.1.1 と 4.1.2 に列挙されている選挙の一般規定を条件に、選挙の瞬間まで新候補者を発表する事が出来る。

**4.2.3** 初回投票で選出されるためには投票数の過半数が必要である。

**4.2.4** 最初の投票で誰も絶対多数票を獲得しない場合は、最少投票数を得た立候補者が削除されて追加投票が行われる。2 回目の投票で誰も絶対多数票を獲得しない場合は、最少投票数を得た立候補者が削除されて、一人の立候補者が過半数投票を獲得するまで又は立候補者が二人になるまでもう 1 回又は数回の追加投票が行われる。この場合は、次のラウンドで最多数票を得る立候補者が選ばれる。

2 回の投票ラウンドで二人の立候補者が同点である場合は、年齢が若い立候補者が選ばれる。

## 4.3 理事会選挙

**4.3.1** 理事会職立候補者は：

- 名誉会員である場合を除いて、メンバー連盟のライセンスを所有していなければならない。
- 選挙日に最低限度 21 才でなければならない。
- 自分の所属国の十分な市民の権利を享有していなければならない。
- FIEの 3 ヶ国語の実用言語の一つを理解し話せなければならない且つ他の 2 ヶ国語の実用言語の一つを理解し話せる事が望ましい。

- オリンピックムーブメント内で適用されるスポーツの自主性の原則の遵守を果たさなければならない。
- 理事会メンバーの職務に由来する全ての活動に活発に参加する事果たさなければならない。

理事会職立候補者が自分のナショナル連盟やナショナルオリンピック委員会や実体でリーダー(会長、副会長、事務局長、会計係、その他の同様な職務)の経験を有している事が望ましい。

選挙で選ばれた理事会メンバーは、地域連合の会長になる事は出来ない。

理事会メンバーは(条項 5.2.1 と 5.2.4 の定義に従って)FIE の委員会、カOUNシルの一つ又は懲戒パネルのメンバーになる事はできない。更に、諸委員会のメンバーは、カOUNシルの一つや懲戒パネルのメンバーになる事はできない。個人は如何なる時点でも下記の一つのメンバーになれるだけである—理事会、委員会、カOUNシル、又は懲戒パネル。

理事会メンバーである事は、自国の競技部長、審判員、選手団の団長、及びチーム・キャプテンを兼任できない事である。本部局のメンバーである事は、フェンシングマスターの役割を兼任できない。

選挙で選ばれたら、理事会メンバーは、その理事会メンバーと自分のナショナル連盟の両方の署名のある誓約書をFIE本部局に送付する事とする。

**4.3.2** 選挙の前に理事会職立候補者が立候補を撤回する場合には、その立候補者のメンバー連盟は 4.1.3 にある期限の前に他の候補者を発表できる。

**4.3.3** 理事会職の選挙では、最多数票を獲得した 15 名の候補者が選出される。

**4.3.4** 平等な待遇の原則を確保するために、女性と男性は各々、全体的観点で選挙で選ばれた理事会メンバーの少なくとも 30%によって代表されなければならない。もし最多数票を獲得した 15 名の立候補者の中に少なくとも 5 名の各性別を含まない場合は、理事会は、そうでなければ代表されない性別の最多数票を獲得した 5 名の候補者と最多数票を獲得した他の性別の 10 名の候補者で構成する。もしどちらか一方の性別の候補者が 5 名以下の場合は、その性別は推薦された候補者数で代表され、残りの理事会は最多数票を獲得した他の性別の候補者で構成する。

**4.3.5** 数人の候補者が同点である場合は、(2 回まで)追加投票が行われる事とする。2 回の追加投票の後でまだ同点である場合は、年齢の若い(一番若い)候補者が選ばれる。

#### **4.4 諸委員会選挙 (選手委員会を除く)**

**4.4.1** 誰も一つ以上の常設委員会職に立候補してはならない。

**4.4.2** 常設委員会へ立候補するには、その人物が名誉委員である場合を除いて彼のナショナル連盟からのライセンスを所有し、選挙日に最低 21 才であり、自分の所属国の十分な市民の権利を享有していなければならない。

種々の委員会への立候補者が下記の如く特定の専門知識や資格を所有している事が望ましい：

- 医事委員会—医師や理学療法専門家になる義務教育を完了している事
- 法務委員会—弁護士、判事、弁理士としての義務教育を有していたり活動を行っている事



SEMI 委員会－工学や科学の学士を有していたりエンジニアとして活動を行っている事

審判委員会のための候補者は、下記のいずれも有していなければならない：

- 少なくとも 2 つの武器の FIE のカテゴリー B 又は A である事またはあった事
- 審判委員会の現行メンバーである事、又は自分の立候補前の 4 シーズン(9 月 1 日から 8 月 31 日まで)の少なくとも 2 つで最低 2 つの武器で公式 FIE 競技会において審判をしている事
- 立候補前の 4 シーズンのシニアのワールドカップ又はグランプリ又は世界選手権大会又はオリンピック大会の個人種目又は団体種目の 8 の表で且一つの武器で少なくとも一度審判をしている事

審判委員会のメンバーである事は、自分の国の競技主任、審判員、団長、チームキャプテンを兼任できない。選挙で選ばれたら、審判委員会メンバーは、審判委員会メンバーと自分のナショナル連盟の両方が署名した誓約書を FIE 本部局に送付する事とする。

常設委員会職の立候補者が選挙の前に立候補を取り下げる場合、その所属メンバー連盟は 4.1.3 にある締切日前にもう一人の候補者を提示できる。

**4.4.3** 常設委員会への選挙では、それぞれが異なる国籍である事を条件として、最多数票を獲得した 10 名が選ばれる。

**4.4.4** 最初に選ばれた 10 名の中に各々の性別の 2 名のメンバーが居ない場合は、最多数票を獲得した上位 8 名のメンバーと最多数票を獲得した他方の性別の候補者の 2 名のメンバーが委員会を構成する事とする。

どちらか一方の性別の候補者が誰も自分を候補者として申し出ない場合は、最多数票を獲得したそれぞれ異なる国籍の 10 名の候補者が選ばれる。

**4.4.5** 数人の候補者が同点である場合は、(2 回まで)追加投票が行われる事とする。2 回の投票後に未だ同点の場合は、年齢の若い(一番若い)候補者が選ばれる。

**4.4.6** その他の常設でない諸委員会職の選挙は、 kongress の決定を基に、同じ投票手段で行われる。しかし、この場合は、これらの諸委員会の存続期間は、その kongress で決定される事とし、次回の選挙 kongress の先まで延長してはならない。

## 4.5 選手委員会選挙

**4.5.1** 選手委員会の選挙は、オリンピック大会に続く年のオープン世界選手権大会で行われる。

**4.5.2** 自分のフェンシング種目で、前の 2 回のオリンピック大会のどちらかに競技参加又は最近 5 年間に開催されたオープン世界選手権大会の最低限度一つの大会で競技参加した全ての選手は、選手委員会に立候補する事が出来る。

選手が上記の大会で幾つかの種目で競技を行った場合は、立候補のために単一の種目を選択しなければならない。

各メンバー連盟は、選手委員会に選手 1 名を推薦できる。

**4.5.3** 各メンバー連盟は、オリンピック大会に続く年のオープン世界選手権大会の初日の 2 ヶ月前にその候補者の名前を FIE に表示する事とする。



**4.5.4** 世界選手権大会の1ヶ月前に、FIEは候補者リストを各メンバー連盟に送付する事とする。

**4.5.5** オリンピック大会に続く年のオープン世界選手権大会に参加する選手は、4年の任期に関して(常にメンバー連盟が推薦した選手の中から)6名の代表者を選出する事とする。

**4.5.6** 立候補者リストが設定され、全種目が合併され、選手が志願する種目が何であろうと各参加者は最高6名の選手に関して投票する事とする。

**4.5.7** 投票する選手は投票用紙に記入するために自ら競技会場にあるFIEのオフィスに行き、自分の認定証を提示して身元確認を行って出席簿に署名した後で投票箱に投票用紙を投函する事とする。

**4.5.8** 投票箱1つだけが全種目に配備される事とする。

**4.5.9** 投票所は、全種目のために開放されている事とし、世界選手権大会の初日の現地時間正午に開始して世界選手権大会の最終日の現地時間正午に終了する事とする。

**4.5.10** 種目の区別なく、最大多数票を獲得した候補者が選ばれる事とする。

**4.5.11** 同点の場合、オープン世界選手権大会の開会日にオープン世界ランキングで最高順位にいる候補者が選ばれる事とする。

**4.5.12** 理事会は、オープン世界選手権大会後の最初の理事会の会議で、メンバー連盟が提出した選手のリストの中から、選手6名まで指名する事とする。選手は4年の任期に関して指名される。もし提出された候補者が可能である場合は全6種目とヨーロッパ、アメリカ、アフリカ、アジア・オセアニアの4地域が委員会内に代表されていなければならない。

**4.5.13** 諸メンバー連盟は、オープン世界選手権大会の閉会式で選手の投票結果の通知を受ける事とし、又、完全な名前のリストがなるべく迅速に理事会によって提供される事とする。

## **4.6 懲戒パネルの選抜**

**4.6.1** 懲戒パネルのメンバーは弁護士、裁判官、調停人、下級判事、法学教授として活動を行っている個人である事とする。

**4.6.2** 誰も懲戒パネルとカウンスルの1つ以上の候補者になる事はできない。

**4.6.3** 立候補の提出に使用する用紙は、話す言語と学位や懲戒パネル用の他の資格を含んでいなければならない(cf. 4.1.3)。

FIE本部局は全ての立候補用紙をまとめて、懲戒パネルの立候補者についての書類をまとめて、選挙コンGRESS後の最初の理事会の会議でそれらを理事会に提出する。

**4.6.4** 理事会は、候補者を再検討して条項 4.6.1 と 4.6.3 の条件を満たすメンバーのリストを(何人かに関する制限を伴わずに)確立する事とする。出来れば、このリストは少なくとも女性 2 名及び各ゾーンの代表者 1 名を含む事とする。

## **4.7 諸カウンシルの選抜**

**4.7.1** 誰も 1 つ以上のカウンシルの立候補者になれない。

**4.7.2** コーチ・カウンシルの立候補者は：

立候補前の 4 年間にブラックカードを受けた事がある事はない。

ベテラン・カウンシルの立候補者がベテランの問題で活躍する事あるいは活躍している事が望ましい。

女性とフェンシングのカウンシルの立候補者がフェンシングやスポーツにおける女性の役割を支援あるいは促進する活動に経験がある事が望ましい。

**4.7.3** 立候補パッケージは下記を含んでいなければならない：

- 候補者の生年月日と国籍を示す身分証明書の写真複写(パスポート、ID カード、運転免許証)
- コーチ・カウンシルの立候補の場合は、もしあれば、コーチ認定証の複写ならびに個人的および職業的な履歴書

**4.7.4** FIE 本部局は、諸カウンシルの候補者に関する全ての立候補用紙と共通文書を選挙 kongress の後の理事会の最初の会議で理事会に提出する。

**4.7.5** FIE 理事会は、条項 4.7.1、4.7.2、4.7.6、4.7.7、4.7.8 に表示されている事を考慮に入れて、立候補を再審して諸カウンシルのメンバーを選ぶ。

**4.7.6** 立候補の余地があれば、諸カウンシルの各々に各性別の人が少なくとも 20% 代表されていなければならない。

**4.7.7** コーチ・カウンシルに関しては、立候補の余地があれば、選抜は下記を含む事とする：

- ヨーロッパ地域から代表者 4 名
- アジア・オセアニア地域から代表者 3 名
- アメリカ地域から代表者 2 名
- アフリカ地域から代表者 1 名
- 3 種目(フルーレ、エペ、サーブル)の各々の少なくとも 3 名の代表者、各場合なるべく異なる地域から

コーチ・カウンシルの候補者を選び出す場合、理事会は下記の基準を考慮に入れる事が出来る：

- 現在又は過去のいずれかにナショナル・チームのコーチである事
- カデ、ジュニア、又はシニアの世界選手権大会で彼等のチームと一緒に参加した事がある事
- FIE ランキングにランク付けされた選手を保有している事

**4.7.8** ベテラン及び女性とフェンシングのカウンシルの各々に関しては、十分な立候補者がいる限り、その選択は少なくとも 5 大陸の各々からの代表者 1 名を含んでいなければならない。

## 第5章 理事会

### 5.1 理事会

kongress と kongress との間の期間の FIE の管理は、理事会に委ねられている。

### 5.2 理事会の構成

**5.2.1** 理事会は、一方に会長、他方に選挙で選ばれた 15 名のメンバーで構成される。

**5.2.2** 事務局長と財務局長の職務を行う 2 名の理事会メンバーは FIE の会長によって選ばれる。それから理事会は、理事会メンバーの中から 3 名の副会長を選出する。会長、事務局長、財務局長、3 名の副会長は、本部局を編成する。条項 5.2.2 に規定されているように本部局メンバーは全員、与えられた公務のために、典礼の監督を除いて、FIE の公式競技会で他の職務に就いてはならない。

**5.2.3** FIE の前会長は、顧問の資格で理事会の全会議に出席する権利を有する。

**5.2.4** 更に、地理的な 5 地域の在職中の各会長は、全権利を伴う職権上の FIE 理事会メンバーである。そのような資格に於いて彼は投票権を有する。5 地域とは、アフリカ、アメリカ、アジア、ヨーロッパ、オセアニアである。

**5.2.5** 選手委員会の委員長は、FIE 理事会の全権利と義務を伴うメンバーである。そのような資格において、彼/彼女は投票する権利を有している。

### 5.3 理事会の在任資格

**5.3.1** FIE の会長と 15 名の理事会メンバーは、4 年間の任期で選出される。

**5.3.2** 理事会は、選挙の時に、新会長が就任するまで理事会の任務を継続する。

**5.3.3** 会長の死亡や辞任の場合、事務局長は、新会長の選挙が組織される次の kongress まで、一時的に会長の職務を行う。

**5.3.4** FIE の理事会メンバーの死亡、辞任、許可されていても 2 年間の欠席の場合、常に条項 4.3「理事会」にある国籍等の規則を考慮に入れて、そのメンバーは選挙 kongress で最大多数票を獲得したが選出されなかった候補者によって置き換えられる事とする。このように任命されたメンバーは、任期の残りの期間だけ在任する事とする。

連合の会長を含めて理事会メンバーが避けがたい事情を除いて 2 回連続して会議に欠席する場合、理事会が唯一の判定者である事とし、問題の当事者は辞任したとみなされる事とする。連合の会長の場合、FIE 理事会は、当事者がもう FIE 理事会のメンバーでない事を連合に通知する。

### 5.4 理事会の会議と決定

**5.4.1** FIE 理事会の本会議の回数と場所は、理事会によって毎年決定される。特別

会議は、会長、本部局の過半数又は理事会の過半数によって要求できる。理事会の会議事項は、少なくとも会議の 10 日前に理事会の各メンバーに到達する事とする。

**5.4.2** 理事会は、メンバーの半数以上が出席する場合にのみ審議できる。

**5.4.3** メンバーは他のメンバーに委任状を与える事はできない。もしメンバーが出席できない場合は、会長によって理事会の会議事項に記載された事項に関して通信文書による投票を行う事とする。

**5.4.4** 理事会の決定は、単純過半数で通過され、同点の場合は会長が決定票を有する。

**5.4.5** 緊急問題の場合は、会長は、理事会と文書で協議できる。決定は、メンバーの過半数によって行われる。

## **5.5 理事会の職務**

**5.5.1** 理事会は、定款に則って kongress と kongress の間の期間の FIE のマネジメントを確実にし世界中にフェンシングを発展するための最適な手段を講ずる。FIE のマネジメントは、責務、遵守、良好な管理の原則を基盤とする。潜在的なリスクを識別し最低限度にする適切な手段が講じられる事とする。

**5.5.2** 緊急の場合は理事会は、法的権限を有する委員会のメンバーの意見を(Eメールやファックスで)先ず求めた後で即刻拘束力のある決定を行う事が出来る。そのような決定は、絶対に、その前の kongress や一般総会で採用された決定を修正したり逆転する事は出来ず、確認のために次の kongress の会議に提出されなければならない。この手順は定款修正には適用されない。

**5.5.3** 理事会は、諸委員会と kongress の業務を略述する。このために、理事会は、関連情報を収集するために全ての手段を使用できる。理事会は、kongress と諸委員会と諸カウンスルの会議の場所と日付を決定する。理事会は、臨時 kongress を招集する事がある。理事会は、kongress の会議事項を設定し承認する。

**5.5.4** 理事会は、各委員会と調整して連絡を行う事に責任があるメンバー1名を代表として任命する事とする。

**5.5.5** 不明瞭あるいは疑問がある場合、理事会は、FIE の定款と競技規則の条項を解釈する正当な権限がある唯一の存在である。

**5.5.6** DT が FIE の公式競技会の順調な運行を確実に行う事が出来ない又は競技規則の臨時変更を行わなければならない例外的状況に於いては、臨席している理事会メンバーは、競技会の順調な運行に必要な全ての手段を講ずる事ができる。もし競技会に理事会メンバーが誰も臨席していない場合は、必要ならば、スーパーバイザーが DT と協議後に決定を行う。

**5.5.7** 理事会は、管理規定の立案、変更、草案に関して責任がある。理事会は、 kongress に提出するために規則委員会と法律委員会によって準備されたてキストの草案を承認する。

**5.5.8** 理事会は、FIE に入会したいナショナル連盟からの申請を受け付ける。理事会は、第 2 章に規定されている条件を満たす事を条件として申請を行ったナショナル連盟を暫定的に受け入れる権限を有する。

**5.5.9** 理事会は kongress に提出する前に新名誉会員に関する本部局の提案を承認する。

**5.5.10** 理事会は、世界選手権大会とジュニア・カデ世界選手権大会及び必要ならばその他の FIE の公式競技会の開催組織に関する指名を吟味しなければならない。それから理事会は、これらの指名に関するレポートを kongress に提出しなければならない。

**5.5.11** 理事会は、オリンピック大会と世界選手権大会の DT とその委員長、競技役員、審判員を任命する。又、グランプリ大会の審判員とワールドカップ競技会のスーパーバイザーも任命する。

**5.5.12** 理事会は、FIE の公式カレンダーの最終版を承認する。

**5.5.13** 理事会はナショナル連盟のフェンシング衣服の全てのデザインと色を承認する。

**5.5.14** 理事会は、FIE の活動の詳細な年次報告書を発表する。このレポートは、kongress による承認のために提出される。

**5.5.15** 理事会は、次シーズンのために kongress で承認される条項 1.6 の 1~4 に列記される料金の金額を決定する。

## **5.6 会長の責務**

**5.6.1** 会長は、国際フェンシング連盟の法的代表者である。もし彼が会議や大会に出席できない場合は事務局長が代わりにを務める。

**5.6.2** 会長の認可を得て、CEO は、FIE の人員を雇用したり解雇できる。CEO は、理事会に通知する。

**5.6.3** 会長は全ての必要文書に署名したり経常取引を行ったりする権利を有して自由に如何なる金融機関でも口座を設けたり当座勘定や預金勘定を維持したりする権限があり且つこれらの口座で投資取引を行う権限があり、それらに関して理事会は通知される事とする。  
会長はこれらの経常取引に関して事務局長や財務局長や CEO に及び投資取引に関して財務局長に代行権限を発行できる。

**5.6.4** 会長は、理事会が設定する上限未満の取引に関して CEO に代行権限を与える事もできる。

## 5.7 本部局の責務

本部局は理事会の後続承認を伴ってFIE活動の目下の問題に関する決定を行う事ができる。

**5.7.1** 会計年度中、本部局はFIEの公式出版物の手段によって関連する緊急処置についてFIEの諸メンバー(諸連盟と名誉会員)に通告する。

**5.7.2** 条項 5.2.2 に規定されているように、本部局メンバー全員は、与えられた公務のために、典礼の監督を除いて、FIEの公式競技会で他の職務に就いてはならない。

## 5.8 財務局長の予算任務

### 5.8.1

a) 財務局長は、必要な場合には説明を付加して、極めて詳細で綿密な予算を設定する。この予算は、FIE、会長、本部局、理事会、監査官のマネジメント用の目的を持っている。

b) 財務局長は、 kongress の承認のために主な経費と受取高を表示している簡単な予算を設定する。

c) 予算に準備されている経費は、財務局長によって連署されなければならない。予算に準備されていない経費は、理事会によって承認されなければならない。

d) 経常経費及び循環経費の支払を意味する「マネジメント」の勘定は、会長、財務局長または事務局長、CEO の単一署名の下に管理される(e を参照)。マネジメント勘定の限界は、予測できる経費に従って理事会が決定し、又、会長や財務局長や事務局長や CEO の 2 名の署名の下に、資金償却につれて定期的に調整される。

e) マネジメント勘定の支払は、財務局長と CEO の事前承諾を得て会長の単一署名で、又は会長の事前承諾を得て財務局長と CEO の単一署名で、又は、会長あるいは(会長に助言を与える)財務局長と CEO の事前承諾を得て事務局長自身の署名で行う事ができる。

事前の合意はファックス又は E メールで行う事が出来る。

f) 少なくとも年 3 回、財務局長は、財務諸表及び予算と受取高とかかった費用の比較表を設定しなければならない。

財務局長は、これに経費の予測高と後続の月々の受取高と貸借対照表を付加しなければならない。

これらの書類は、各会議の少なくとも 10 日前に会長と理事会メンバーに送付されなければならない。

g) 財務局長は、条項 3.2.1 に従って財務報告書の作成に責任がある。それは、会長と理事会メンバーに交付される旅費と支給額に関する別個の報告書を含む事とする。

## 5.9 事務局の職務

事務局長は、諸委員会の業務を調整する事、スポーツ部門の業務を監督する事、諸国際組織の会議で FIE と FIE 会長を代表する事、フェンシングの発展計画を調整する事に対して責任がある。

## 第 6 章 諸委員会

### 6.1 諸委員会

**6.1.1** FIE の常設委員会は、下記の通りである：

- －法務委員会
- －ルール委員会
- －審判委員会
- －電気信号と用具と設備の委員会 (SEMI)
- －広報とマーケティング委員会
- －医事委員会
- －選手の委員会 (選手委員会)

### 6.2 諸委員会の構成

**6.2.1** 常設委員会、但し、選手委員会を除く。

a) 選手委員会を除く各常設委員会は、コンGRESSによって選出された投票権がある 10 名のメンバーで構成されている。

**6.2.2** 諸委員会は、委員長を選出するために選挙の 2 ヶ月以内に会合して作業日程を準備する。

－選挙で選ばれたメンバーは誰でも自分を含めて選挙で選ばれたメンバーを誰でも提案できる。

－投票は出席している選挙で選ばれたメンバー間の無記名投票で行う。

－投票者数の絶対多数を有する候補者が委員長となる；もしこれが達成されない場合(3+諸候補者)、最小票数の候補者は身を引き、2 回目の投票が行われ、そこで投票数の単純多数が要求される。2 回目の投票で(又は候補者 2 名だけの場合の最初の投票で)同点の場合には、委員長は年が若い方の候補者になる。

**6.2.3** 理事会は、諸委員会の業務の連絡と調整に責任のある理事会メンバー 1 名を任命する(5.5.7 参照)。

FIE 会長は理事会と合意する限り及び委員会の委員長と相談後に委員会の業務に適切なエキスパートを関係させる事ができる。

### 6.2.4 選手委員会

選手委員会は、12 名の選手で構成される。選手委員会は、自らの委員長を選挙で選ぶためとその作業日程を作成するために就任後の 2 ヶ月以内に会合する。委員長の選挙手順は他の諸委員会と同じである (cf.6.2.2)。

**6.2.5** 諸委員会は、特別な問題の検討のために、一時的に一人又は数人のエキスパートを迎え入れる事ができる。

### 6.3 任期



**6.3.1** 選手委員会を除いて、各常設委員会のメンバーは、オリンピック紀の期間に関して選挙で選ばれる。

メンバーの死亡や辞任の場合は、常に条項 4.4「諸委員会」にある国籍等の規則を考慮に入れて、そのメンバーは選挙で最大多数票を獲得したが選出されなかった候補者によって置き換えられる事とする。

このように任命されたメンバーは、任期の残りの期間だけ在任する事とする。

FIE の委員会のメンバーが 2 回連続して会議に欠席する場合、避けがたい事情を除いて、その場合は理事会が唯一の判定者である事とし、問題の当事者は辞任したとみなされる事とする。

**6.3.2** 選手委員会のメンバーは、4 年の期間に関して選挙で選ばれ、選挙から 4 年後のオープン世界選手権大会で任期が終了する。

**6.3.3** 特別臨時委員会の任期は、 kongress によって決定され、次の選挙 kongress の先まで任期が延長されてはならない。

## 6.4 諸委員会の会議

**6.4.1** 通常の kongress を含めた年度中に、諸委員会は、kongress に対して行われた提案を検討するために kongress の少なくとも 3 ヶ月前に会合する。理事会は、必要な場合には、1 回か数回の補足会議を決定できる。諸委員会は、追加会議に同意するように理事会に求める事もできる。

**6.4.2** 委員会の会議は、メンバーの過半数が出席している場合にのみ有効である。さもなければ、採用提案が欠席メンバーに通信連絡されて、その欠席メンバーは 8 日以内に各々の意見を表示しなければならない。意見表示が行われない場合は、彼等の沈黙は、採用提案に賛成であると考慮される事とする。

委員会の各メンバーは、下記の両方の条件が満たされている限り、電話やビデオ協議によって会議に参加する権利を与えられている：

(i) 委員会の委員長は、会議に出席している各人の識別を確認する事が出来る；そして、

(ii) 全ての参加者は、協議にリアルタイムで参加して同時に会議事項の諸項目に投票出来る。

会議は、委員長が会議に出席している場所で開催されるとみなされる。

電話やビデオ協議で参加したい各メンバーは、上記に応じて、少なくとも会議の 10 日前に委員長に申請を提出する事とする。しかしながら、もし委員会のメンバーが会議に来れない病気や負傷又は会議に間に合わせて到着できない遅延が原因の旅行の中断を含めるがそれに制限されない不可抗力の理由で本人が直接自分で会議に出席出来ない場合は、上述の 10 日前の通知は義務付けられない。

一定の問題に関しては、各会議の審議後に、委員長は、会議開催日から 10 日以内に E メールで検討されなければならない問題の確認を求める事が出来る。

電話やビデオ協議による参加は、無記名投票が義務付けられている時は認可されていない。

**6.4.3** 諸委員会は、kongress に提出し FIE の理事会によって会議事項に記載された提案の責任者あるいは代表者を会議に出席させなければならない。そのような人物あるいは代表者の出席は、問題の提案が協議される時だけに限定されている。



**6.4.4** 条項 6.2.4 と 6.4.1 に従って会合する選手委員会に関しては、FIE の財政支援が他の委員会に関してと同じであり同じ条件である。

## **6.5 諸委員会の職務**

### **6.5.1 法務委員会**

a) 法務委員会は、 kongress の考慮のために提出された定款修正の全ての提案に関する kongress へ提出する報告書を理事会に提出する。

b) 同委員会は、kongress に提出する前に理事会の承認を得るために定款に関する全提案の原文を作成する。

c) 競技規則とその付属文書を除いて、定款の全付属文書の原文準備と修正は法務委員会に見解のために提出される。

d) 同委員会は、如何なる法律文書の吟味に関しても理事会の裁量に従う。

### **6.5.2 ルール委員会**

a) ルール委員会は、競技会の組織と運営、(SEMI 委員会と協力して)設備や用具、対戦相手とフェンシングを行う方法、対戦の規則、ピスト上やピスト周辺の行動、等に関する提案について及びそれらの提案に関連したペナルティーについて kongress に提出される報告書を理事会に提出する。

b) 同委員会は、kongress に提出する前に理事会の承認を得るために競技規則に関する全ての提案の原文を作成する。

c) この目的のために、SEMI 委員会はルール委員会の会議に、投票権を伴わないで、代表者として SEMI 委員会のメンバーの一人を任命できる。

d) ルール委員会によって検討される電気記録装置に関する提案は、SEMI 委員会の代表者に提出されなければならない(6.5.5 参照)。

e) 同委員会は、同委員会のメンバー 1 名を規則やその適用に関する討議の際に投票権を伴わずに SEMI 委員会と審判委員会の各々の会議に出席させるために任命する事ができる。

### **6.5.3 審判委員会**

審判委員会は、同委員会に提出された全ての提案に関して kongress に報告する。

a) 審判委員会の任務は：

- 種々の国々で国際審判員のトレーニング・プログラムを開発する。
- FIE の競技会で良い審判職務を確実にする。
- 審判に関連する競技規則の必要な修正をルール委員会に提案する。
- 競技会で FIE 規則が審判員によって適用される事を確実にする。

b) 各 GP 競技会中に審判員に授与される文書は、その競技会のために理事会によって任命された審判委員会のメンバーによって与えられる。

c) 審判委員会のメンバーは、FIE の公式競技会と地域大会に於いて審判員として起用されてはならない。

#### **6.5.4 電気信号と用具と設備の委員会 (SEMI)**

SEMI 委員会の任務は：

- a) 用具の安全性の調査に関して常に責任がある。
- b) 用具に関連した助言や提案を全て検討して理事会にこれらの提案に関する報告書を提出する。
- c) 同委員会に提出された全ての提案に関して kongress に提出される報告書を理事会に提出する。  
最終形式の kongress 決定の文案は、理事会の承認のためにルール委員会に提出されなければならない。
- d) 選手の用具の検査を監督する。
- e) 公式競技会で使用される全てのフェンシング用具を認可したり用具の検査方法を規定する。
- f) 装置と用具に関する提案文の作成上の助言をルール委員会に行う。このために同委員会は、投票権なしで自由にルール委員会の会議に出席する SEMI 委員会のメンバー1名を同委員会の代表者として任命する。

#### **6.5.5 振興・コミュニケーション・マーケティング委員会**

当委員会の任務は：

- a) スポンサー、観客、選手、全てのフェンシングファミリーを含む全グループのためにフェンシングのイメージを向上し強化する専門知識を提供する事
- b) 理事会に、特にテレビ、インターネット、ライブの観客に関係している者達に、新機軸と改善を提案する事
- c) 振興、コミュニケーションとマーケティングに関係した全問題に関して理事会に勧告する事
- d) 全ゾーンにフェンシングの継続的促進に貢献する事
- e) 振興、コミュニケーションとマーケティングに関係している管理規則とハンドブックにあるセクションに変更と改善を提案する事

当委員会は、我々のスポーツのための広報活動の促進に責任がある。

当委員会は、マスコミ媒体とフェンシングの広告面に関する変更を提案する。

当委員会に提出された全ての提案について kongress に報告書を提出する。kongress で行われた決定の最終的本文公式化は理事会の承認のためにルール委員会あるいは法務委員会に委ねられなければならない。

#### **6.5.6 医事委員会**

当委員会の職務は、フェンシングに関連する全ての医学面、栄養面、風土面の問題を吟味する事である。薬物乱用対策努力に有効な全ての手段を提案する。

当委員会は、これら全ての問題に関する提案や助言を含む報告書を理事会に提出する。

当委員会は、提出された全ての提案に関して kongress へ提出される報告書を理事会に提出する。kongress で行われた決定の最終的文案は、理事会の承認のためにルール委員会あるいは法務委員会に提出されなければならない。

#### **6.5.7 選手委員会**

選手委員会の使命は、選手達に関連する全ての問題を検討し理事会に提案や助言を提出する事である。

kongress に対して提案を提出する事は出来ない。一方、理事会や FIE の他の諸委員会に提案を提出する事が出来、このために、同委員会は、同委員会メンバー1名を代表者として諸委員会の各々に任命する権利を有する。

## **6.6 委員会委員長の責務**

### **6.6.1 諸委員会の運営のマネジメント**

**6.6.2** 諸委員会の作業計画の準備とその履行上の管理は委員会への理事会代表者と調整して行われる事とする。

### **6.6.3 議事録の規定と理事会メンバーに対する委員会活動の報告書**

## **6.7 懲戒パネル**

**6.7.1** 懲戒パネルのメンバーとして選出された人々は、彼等が選出された理事会会議の翌日に就任する。彼等の権限付与の任期は、彼等を選出した理事会の任期と同じである。パネルの任期が終了する時に既に裁決機関のメンバーである事を選んだ如何なるメンバーもその裁決機関の任務を完了する事とする。選抜された候補者は、選挙 kongress に続く kongress まで懲戒パネルのメンバーである事とする。

**6.7.2** 懲戒パネルは、FIE の競技会の規則の条項 t.114 以下参照に表示されている競技会の現場で取られる規律に関する特有の規定を条件として FIE の懲戒条例(第7章参照)に準じて FIE 内の規則や規律やスポーツマンシップの違反全て(ドーピング防止の場合を除く)の取り扱いを担当する。

## **6.8 ドーピング防止パネル**

医事委員会は、医事委員会メンバー3名以上のドーピング防止パネルを任命する。しかしながら、ドーピング防止問題に十分な経験のあるメンバーが不足する場合は、医事委員会は医事委員会外から人を補充するが、その人は理事会の承認を必要とする。

## **第6章 A. カウンシル**

### **6A.1 諸カウンシル**

FIE の諸カウンシルは、専門的な組織体である。理事会は、全ての必要事項について諸カウンシルに意見を求める。

#### **6A.1.1 FIE の諸カウンシルは下記である：**

- －コーチ・カウンシル
- －ベテラン・カウンシル
- －女性とフェンシングのカウンシル
- －フェアプレー・カウンシル

**6A.1.2** kongress 又は理事会は、彼等の単独裁量で、彼等が必要と思う場合に、臨時のカウンシルを設立する権利もある。

### **6A.2 諸カウンシルの構成**

**6A.2.1** 理事会によって選出された7名のメンバーで構成されるフェアプレーカウンシルを除いて、各カウンシルは、理事会によって選出された10名の投票権のあるメンバーで編成される。

**6A.2.2** 選出された諸カウンシルのメンバーは、諸委員会用に規定された同じ手順に従って、彼等の初回会議で彼等の委員長を選挙で選ぶ(cf. 6.2.2)。

**6A.2.3** 理事会は、諸カウンシルの各々の仕事を監視して調整するために責任のある1名の理事会メンバーを代表として派遣する(cf. 5.5.4)。

FIEの会長は、事務局長とCEOと相談後に、適切なエキスパートに諸カウンシルの仕事に携わってもらう。

### **6A.3 任期**

**6A.3.1** 理事会によって選出された人々は、4年の権限付与の期間中に理事会の自由裁量でそれぞれのカウンシルのメンバーとなる。彼等は、彼等が選出された理事会の会議の後の月の1日に就任する。

**6A.3.2.** メンバーの死亡や辞任の場合には、理事会は、時折適用できる如くゾーンと他のガイドラインを考慮に入れて、その人を他の候補者と置き換える。

**6A.3.3** 理事会が単独裁定者である不可避の状況を除いて、連続して2つの会議にFIEのカウンシルのメンバーが欠席の場合は、当人は辞任したとみなされる。

**6A.3.4** 特別な臨時の諸カウンシルの権限付与の期間は、理事会によって決定され、次の選挙コンGRESS迄の残りの期間より長くなってはならない。

### **6A.4 諸カウンシルの会議**

**6A.4.1** 通常コンGRESSを含めた年度中に、カウンシルは、コンGRESSに対して行われた提案を検討するために管理規則に規定されている財政的条件に従ってコンGRESSの少なくとも3ヶ月前に会合する。理事会は、必要な場合には、1回か数回の補足会議を決定できる。カウンシルは、追加会議に合意するように理事会に求める事もできる。

**6A.4.2** カウンシルの会議は、メンバーの過半数が出席していれば定数票を有する。さもなければ、カウンシルの会議で採用された提案が会議開催から5日以内にFIE事務局から欠席メンバーに通信連絡されて、その欠席メンバーは提案の受け取り後8日以内に彼等の意見を表示しなければならない。この8日の期限以内に意見表示が行われない場合は、そのカウンシルの影響しているメンバーが提案に賛成したと考慮される事とする。

**6A.4.3** 諸カウンシルは、コンGRESSに提出してFIEの理事会によって会議事項に記載された提案の責任者あるいはその代表者を会議に出席させなければならない。そのような人物あるいは代表者の出席は、問題の提案が協議される時だけに限定されている。

そのような出席の経費は、提案に責任のある人物又はその代表者によって負担される。諸カウンシルは、FIEの会長によって指定される如何なる人物も会議に許容しなければならない。

## 6A.5 諸カウンシルの職務

### 6A.5.1 コーチ・カウンシル

理事会は、フェンシング規則、トレーニング方法、コーチと指導者のトレーニングに連結した全ての技術的問題を含めて適当と思われる如何なる問題に関してもコーチ・カウンシルに相談できる。

コーチ・カウンシルは、フェンシングの技術の向上に寄与できる可能性のある全ての手段を理事会に提案もできる。コーチ・カウンシルのメンバーは、彼等の任期中は FIE 競技会で審判する事はできない。

### 6A.5.2 ベテラン・カウンシル

このカウンシルは、ベテランのフェンシングに関する全ての問題について理事会に助言する。ベテラン・カウンシルは、ベテランのフェンシングを向上に寄与できる可能性のある全ての手段を理事会に提案もできる。

### 6A.5.3 女性とフェンシングのカウンシル

女性とフェンシングのカウンシルは、下記の職務を果す：

- 選手として及びスポーツのマネジメントにおいてフェンシングにおけるもっと多くの女性の参加を奨励する発案数を増加する
- スポーツの異なる分野（リーダーシップ、マネジメント、管理幹部、トレーニング、審判、等）における女性用のトレーニング講習会の組織を奨励する
- スポーツにおける女性のマネジメントと参加と代表の平等な機会を確実にする
- 女性に世界中に全レベルでフェンシングの発展のために力を尽くして貢献する事を奨励する

女性とフェンシングのカウンシルは、上記を支援できる可能性のある全ての手段を理事会に提案もできる。

### 6A.5.4 フェアプレーカウンシル

フェアプレーカウンシルは下記の職務を行なう：

- フェアプレーの分野における全ての問題、公表、提案に関与する。
- 世界選手権大会と主な FIE の国際競技会で交流プログラムの創設に寄与する。
- 理事会が IOC のフェアプレー委員会に報告するという提案を含めて、真に例外的なフェアプレーの場合を理事会に認識させる。

## 第7章 懲罰

### 7.1 懲戒規定

#### 7.1.1 司法権

理事会によって選出された懲戒パネルは、FIE の競技規則の t.114 とその後続の条項に表示されている競技会場での規律に関する特定の処分を除いて、**(この FIE の懲戒規定や懲戒パネルの判決に支配される諸連合を含めて)** 国際フェンシング連盟 (FIE) の権限内の規則や倫理規定や規律やスポーツマンシップの全ての違反を裁決する独占的司法権を有する。理事会は、懲戒パネルの決定の尊重と執行を保証する事とする。

懲戒規定の目的のために、この懲戒規定や懲戒パネルの判決の支配下にある連合は、下記に「合同連合」と言及される。

### 7.1.2 懲戒管轄権—支配下にある人物

例えば、下記の全ての個人あるいは団体は、FIE の懲戒パネルの懲戒管轄権の対象となる：

- FIE の諸メンバー
- FIE のライセンス保持者又は合同連合のライセンス保持者
- FIE のメンバー又は所属団体のライセンス保持者
- 諸ナショナル代表団メンバー

上記人物は、以後、「被告人」と称される事とする。

ナショナル連盟の国内問題に関連した違反は、非常に重大である場合や国際的な重要性がある場合や他の連盟の被告人に影響を及ぼす場合を除いて、その国の規則と司法権の対象となる。その場合、当該ナショナル連盟や当事者は、FIE の懲戒パネルを利用できる。

### 7.1.3 競技会に関する懲戒規定

現在の規則は、FIE の競技規則と特に t.94 と後続の条項の競技に関する懲戒規定に表示されている規則に優先する。

### 7.1.4 ペナルティー

FIE の懲戒裁決機関で宣告できるペナルティーは下記である：

- a) 警告
- b) 譴責
- c) 失格(関連したトーナメントの全ての格付けからの除外と全ての賞の喪失)
- d) 出場停止。FIE や地域連合やメンバー連盟とその所属機関と団体の後援で組織されたスポーツ又はその他の全ての活動に被告人が参加する事を禁止。  
懲戒裁定機関は、出場停止が効力を発する期日とその期間を設定する事とする。  
非個人(連盟、クラブ、協会、等)の出場停止の場合は、当組織団体のメンバーであったり何らかの手段でその団体に所属している全てのライセンス保持者も同様に停止処分を受ける。但し、FIE の懲戒裁定機関が条件を規定して彼等に個人の活動を認可する場合を除く。  
停止処分は、停止期間中のライセンスの取り消しを含む事とする。停止処分に違反する場合は、懲戒裁定機関によって科されている他のペナルティーを侵害せずに自動的に停止処分の期間が倍増される事とする。  
FIE の本部局は、停止処分の発効時に停止処分の連絡が諸メンバー連盟に対して行われる事を確実にする事とする。
- e) 除名。このペナルティーは、重大な場合または違反が繰り返される場合にだけ科される事とする。このペナルティーは、被告人をフェンシング界の全ての活動から永久的に追放する事を含む。
- f) 罰金。このペナルティーは、全被告人に対して宣告される事があり、その水準は、個人に関しては 125CHF 以上 12,500CHF 以下、団体に関しては 225CHF 以上 22,500 CHF 以下の限界とする。  
罰金の水準は、複数の罰金処分が同時に宣告される場合には罰金が加算されるので、12,500 CHF 以上になる事がある。
- g) 付帯的ペナルティー。付帯的ペナルティーが主体の処罰に付加されて宣告される事がある。それは、下記である事がある：
  - 規定期間中に特定の場所への出席禁止
  - 国内と国際の権威への法的資格喪失

－タイトルや賞の喪失  
ペナルティーは FIE のウェブサイトと FIE の公式機関誌に公表される事とする。

#### **7.1.5 執行猶予**

警告や譴責を除く全てのペナルティーは、全面的に又は部分的に 2 年間猶予される事がある。猶予されたペナルティーは、宣告から 2 年以内に被告人が同等あるいはもっと大きな違反を更に犯さない場合には、執行されない事とする。2 年の期間内に同等あるいはもっと大きな違反を犯した場合は、執行猶予は自動的に取り消され、課されている処罰は再犯に対して宣告される処罰に加算される事とする。

#### **7.1.6 再犯**

被告人は、被告人が違反に対して最終的にペナルティーを科されてから 2 年以内に同じ又はもっとひどい違反を新たに犯す場合に、違反を繰り返したと考慮される。

#### **7.1.7 違反**

FIE の懲戒裁定機関の評定に提出される違反は、下記である：

- －FIE 又は合同連合の定款や競技規則の違反
- －スポーツマンらしくない品行
- －粗暴な行為
- －攻撃的な行為- 言語上、身体上、あるいは性的な虐待
- －不正行為
- －横領
- －試合に参加する際や選挙に立候補する際の虚偽の供述
- －広告規定違反
- －試合中にブラックカードを受ける
- －スポーツの道徳や倫理を非難する
- －挑発や騒動

FIE のドーピング防止規則の違反は FIE の懲戒裁定機関の評定のために提出されない。それらは FIE のドーピング防止規則に従って取り扱われる。

#### **7.1.8 多重違反**

違反の反復の場合を除いて、幾つかの違反に対して幾つかのペナルティーが科される場合には、懲戒パネルは、その中の最も厳しいペナルティーだけを科するのか又はペナルティー全部を科するのかを決定する事とする。

#### **7.1.9 共犯**

支援すれば違反に役立つ事を承知している人物の援助あるいは補助、教唆あるいは手段の供給による共犯は、違反そのものと同じ方法で処罰される。

#### **7.1.10 未遂**

介入によって又は被告人の自制によらない事情によって中断した違反の試みは、違反そのものと同じ方法で処罰される。

#### **7.1.11 立証**

被告人の有罪や無罪の立証は、必ず提出する事が出来る。正式に設定された競技会の D T あるいは FIE のスーパーバイザーの供述は、もしその反対が立証されない限り真実であると判断される。



## 7.2 懲戒手順

### 7.2.1 告訴

#### a) 告訴人

個人であろうと団体であろうと誰でも、FIE のライセンス保持者であってもなくても、個人的に上記の条項 7.1.7 に列挙されている違反の犠牲者である場合は、懲戒裁定機関に正式に訴える事ができる。

更に、理事会メンバー、FIE スーパーバイザー、国際競技大会では、DT 又はメンバー連盟の会長は、追及される可能性がある違反の存在を申し立てて懲戒パネルに通告する事ができる。

#### b) 告訴形式

告訴は、有罪行為あるいはその発覚日から 20 日以内に FIE の管理事務所宛てに行われなければならない。封筒の消印やファックスの受領印が日時を確立する。

告訴には、下記が記述されていなければならない：

- － 告訴人の個人氏名または団体名、婚姻現状、国籍、住所、肩書き
- － 起訴される側の個人氏名または団体名、婚姻現状、国籍、又は住所不明の表示
- － 事実概要、告訴の目的、違反があった規則や原則の指摘
- － 告訴人の署名

更に、告訴には、調査の資料に必要な書類を添付する事ができる。

告訴後 20 日までの期間に、補足的または新しい情報を連絡する事ができる。

### 7.2.2 懲戒裁定機関の構成

FIE の本部局は、FIE に告訴が正式に出されてから 3 日以内に法務委員会の委員長と関与している当事者に通知する。

もし条項 7.2.1 に従って告訴容認の場合には、法務委員会またはこの目的のために選出された小委員会、FIE 本部局によって告訴に関する通知を受けたのち 7 日以内に、論争に代表されている国々の故に又は他の役割(例えば DT、審判員、等)で事件に関係している故に利害の対立のある懲戒委員会メンバーを排除する。それから裁定機関として指名される懲戒裁判の 3 名のメンバー+補欠になるもう一人を抽選で選び出す。この補欠は当初選ばれた 3 名の一人が応じられない場合や利害の対立があると決断されて裁判から排除される場合に裁定機関で代理を務める事とする。法務委員会は懲戒裁定機関のプレジデントを指定する事とする。法務委員会によって選ばれた裁定機関のメンバーは当事者との如何なる関係も明らかにして利害の対立のある裁定機関への任務に応じる事を拒む責任がある事とする。

告訴に関する懲戒裁定機関と法務委員会の手順は決定が下されるまで厳密に内密である事とする。告訴のコピーは関係している当事者、FIE 本部局、懲戒裁定機関、法務委員会、及び、7.2.12 に関連した問題に関しては本部局の外の何者にも送付されない事とする。

### 7.2.3 懲戒裁定機関—構成、権限、任務

FIE の本部局は FIE に提出された告訴を懲戒裁定機関のプレジデントに裁定機関設立後 7 日以内に送付する。懲戒裁定機関のプレジデントは 15 日以内に告訴のコピーをその裁定機関内に指定された人(達)に伝達する。

告訴状のコピーは、当事者達が所属する連盟の会長にも送付される。

場合によっては、懲戒裁定機関は、自らの発意で、提出された告訴を訴追する根拠がない事を決断する。この決断は、条項 7.2.7 とその後続の条項の規則に従って上訴する事ができる。



懲戒裁定機関は、告訴の調査及び、必要な場合、ペナルティーを宣告する全権限を有する。どのような場合も、被告人の権利の尊重を考慮し保証しなければならない。

#### 7.2.4 懲戒裁定機関面前の手順

懲戒裁定機関は、自ら、資料の調査や被告人に有利あるいは不利な証拠の収集を任されるレポーターを選ぶ。懲戒裁定機関は、必要ならば強制的に全ての目撃者を尋問したり関係者全員から有用な全ての書類を確保する事が出来る。

証言や書類伝達を拒否する場合は、パネルは、弁明を聞くために資料提出を差し控えている者達を召喚後に彼等に 500~50,000 スイスフランの罰金を科す権限がある懲戒裁定機関のプレジデントにその問題を差し向ける。

懲戒裁定機関は、懲戒裁定機関のプレジデントによる付託後 2 ヶ月以内に付託された告訴を裁決する。この期間中に同裁定機関は、被告人に自分で選んだ弁護人の援助を受ける権利がある事を通告して被告人を召喚する。

召喚状は、懲戒裁定機関が決定した尋問日の少なくとも 20 日前に被告人宛てに配達証明郵便あるいは書留郵便で送達されなければならない。それは、被告人が自分で選んだ人物の立会い又は代理を受けられる事を表示する事とする。同召喚状は、告訴状の新しいコピーや資料にある全項目のコピーが添付されている事とする。

上記コピーの作成が不可能又は困難な場合は、資料内容が FIE の管理事務所又は裁定機関のプレジデントが指定する他の場所に於いて被告人が自由に目を通す事が出来るように保管される事とする。

尋問日の 8 日前までに、被告人は、弁護の基礎とするつもり全ての書類と証拠及び証人の証言が真実到達に役立つ理由を記述して審理して欲しい証人の身元を懲戒裁定機関に伝達しなければならない。

尋問当日、プレジデントは、彼の統制下に審問用の書記係がいて種々の供述の記録を行う事を確実にする人物を任命する事とする。

プレジデントは、告訴人、被告人、証人の身元を確認を行う事とする。

プレジデントは、レポーターにレポートの発表を求める事とする。

それから、プレジデントは、告訴人と被告人の供述を聞く。

それから、プレジデントは、証言する順番になるまで審理から除外されていた証人の審問に進行する。

プレジデントは、全ての人を審問したり真実発見に役立つ全ての書類を求める事ができる。

一般に、プレジデントだけが裁判を統制し、必要ならば、妨害者を排除したり、証人尋問を行ったり行わなかったり、追加調査を命じたり、当事者達の行為を処罰するために懲戒パネルへ付託する決定を行う権限を有する。

審議の終わりに、プレジデントは、被告人、被告人の代理人、又は、必要ならば、被告人の弁護人に最後に意見を述べる権利を与える。

それから、問題は、裁定機関によって検討される。懲戒裁定機関は、多数票によって判定に達する。

困難な場合は、懲戒裁定機関のプレジデントは、補足情報収集のために最大限度 3 ヶ月を超えない追加期間を法務委員会の委員長又は理事会に求める事が出来る。補足情報は、添え状に定めてある期間内に対応できるように被告人と告訴人に伝達される事とする。必要ならば、新しい審問が招集される。それは、最初の審問と同じ条件に従って、又、同じ条件の下に開催される事とする。

#### 7.2.5 判定の宣告

懲戒裁定機関のプレジデントは、被告人、告訴人、彼等の所属連盟に懲戒裁定機関の判決を(正当とする理由とペナルティーを伴って)告知する。この告知は受領確認

書付配達証明郵便で行われる。懲戒裁定機関のプレジデントは FIE の会長と法務委員会の委員長にも判決のコピーを送付する事とする。

### **7.2.6 審問の場所と出頭**

#### **a) 場所**

懲戒裁定機関の審問は、FIE の管理事務所あるいは裁定機関のプレジデントが便宜上の理由で選んだ他の場所で開催される事とする。

#### **b) 審問出頭**

##### **1. 告訴人**

告訴人は自ら出頭する義務はない。告訴人は、どのような伝達方法によっても、又、説明の覚書と補助書類を送付する事によっても懲戒裁定機関に自分の考えを述べる事ができる。

##### **2. 被告人**

被告人の審問出頭は、義務付けられていない。委任状によって特に法的権限を与えられた弁護人に代表してもらう事ができ、又、出頭命令に表示されている日時に裁定機関が指定した場所に電話して電話による審問参加ができる。被告人は、自分の交通費と宿泊費、自分の弁護人や自分が呼ぶ証人達の交通費と宿泊費を負担する事とする。くだらない告訴の場合は、懲戒裁定機関は、被告人の経費の全額を告訴人に請求する事とする。

##### **3. 証人**

証人は、懲戒裁定機関の特別要請がある場合にだけ出頭する義務があり、その場合は、FIE によって旅費が負担される。もし被告人が証人の実質的臨席を希望する場合は、被告人が証人に出頭を依頼してその経費を負担する責任がある。書面による証言は、認可されている。それは、証人の筆跡で手書きされ、日付の記入と署名がなされていなければならない。署名は、証人の居住国の法の適用に従って公証されていなければならない。電話による証言は、認可されている。尋問の前に、裁定機関のプレジデントは、適切な方法で証人の身元確認を行う事とする。

### **7.2.7 上訴**

懲戒裁定機関の判定は、スポーツに関連した調停規定に従って最終的に論争を解決するスイスのローザンヌにあるスポーツ調停裁判所(CAS)に専ら上訴する事ができる。上訴の期限は、上訴に関する判定の受理後 21 日間である。

### **7.2.8 裁判の形式**

審問の記録が開廷書記によって記録されてプレジデントと書記によって署名される。初回判定は、裁定機関のプレジデントによって署名される。

### **7.2.9 被告側の権利**

懲戒裁定機関の変則的処置は、被告側の権利に否定的影響を及ぼす場合には判定を無効にする事がある。

懲戒裁定機関の審問は、公開である。法的手続きは、全ての場合に被告側の権利を尊重しなければならない。

### **7.2.10 判決の宣告**

裁定機関や CAS によって宣告される判決は全て次回の kongress で発表される。

## 7.2.11

### 7.2.12 FIE の本部局の裁決権限

緊急の場合に、FIE の本部局は、その裁決権限内で、懲戒裁定機関による最終的判決まで被告人のライセンスを一時停止する予備的な行政的処置を講ずる事が出来る。これは、違反の重大さ又はその結果がそれを余儀なくさせる場合にだけ行う事が出来る。

全てそのような判定の前提条件として、FIE の会長は、被告人が自ら選んだ人物に援助してもらったり代表してもらったりできる事を明記して、審問の一週間前に受領確認を求めた配達証明郵便で被告人及び告訴人を FIE の本部局に召喚する事とする。

審問時に、本部局は、召喚状が被告人に適切に送達された事を確かめる事とする。審問の終結時に、本部局は、受領確認を求めた配達証明郵便によって被告人と告訴人に判定を宣告する。その判定は、拘束力があり、条項 7.2.7 に従って上訴の対象となる。

宣告された一時停止処分の期間は、本部局によって設定される。それは、懲戒裁定機関が裁決する期日を超過する事はできない。

もし懲戒裁定機関がある一定の停止期間を命ずる場合、FIE の本部局によって命じられる行政的停止処分は、上記期間に含まれる事とする。

本部局は、理事会の次回定期会議でこの停止処分の報告を行う事とする。

## 第 8 章 競技会参加資格

### 8.1.1 競技会参加資格

a) オリンピック大会、FIE の全公式競技会、及び全ての国際やナショナル競技会に出場を認可されるために、選手は、オリンピック大会参加のために設定された IOC 規則を守り尊重しなければならない。

b) 選手は：

i) 広告規定に規定されている条件を除いて、IOC と FIE が認可した選手の装具のメーカーのマーク以外の広告を衣服や自らに着用してはならない。

ii) FIE や選手のナショナル連盟やナショナル・オリンピック委員会に無断で、練習やスポーツ・イベント参加のために物質的または財政的な利益を受けてはならない。

iii) スポーツを行っている時に IOC や FIE による「フェアプレー」のルールに(特に薬物使用、対戦者や審判員に対する乱暴な又は妥当でない言動によって)違反してはならない。

iv) 下記の 8.1.2 の項に列記されている医療規則に違反してはならない。

v) 参加する公式競技会に賭けをしてはならない。

vi) 国際ライセンス無しに参加してはならない。

vii) プロフェッショナルの組織団体だけによって開催組織された競技会に参加申込をしてはならない。但し、FIE が公認した競技会であれば(プロフェッショナルと共に又はプロフェッショナルに対抗して)混合の競技会に参加する事ができる。

## 第9章 ライセンス

### 9.1 諸ライセンス

#### 9.1.1 ライセンスの制定法上の特質

ライセンスを所有している事は、ナショナル連盟と選手に FIE の規則と定款を守る事を要求する。特に、FIE の競技会に参加する選手は、FIE のドーピング防止規則を守る事、禁止物質や禁止手段を使用しない事、如何なる競技会内や競技会外のテストをも受ける事に同意する事を必ず誓う。

#### 9.1.2 ライセンスの義務的特質

a) ライセンスは、FIE の公式競技会に参加する全ての選手に義務付けられている。選手が現行年度の有効ライセンスを所有していない場合は、そのエントリーは無効である事とする。

b) ライセンスは、下記の人々にも義務付けられている：

- －FIE の理事会と諸委員会のメンバー
- －世界選手権大会とオリンピック大会に任命された全役員
- －FIE の A や B の全審判員

#### 9.1.3 有効期間

ライセンスは、現行フェンシング・シーズンに関して有効である。

#### 9.1.4 年次納付金

ライセンスやライセンス更新の各申請は全て理事会が決定して kongress が承認した次シーズン用に設定された料金の支払後にだけ行う事が出来る。

#### 9.1.5 申請と交付

a) ライセンスは、国籍を有しており又は政府当局によって交付された難民の身分を有しており且つその国のナショナル連盟の会員の権利を有している人達のためにそのナショナル連盟によって FIE ウェブサイトで申請される。

b) FIE のメンバーであるナショナル連盟を未だ持っていない国々は、その国のオリンピック委員会を通してライセンスの申請を行う。

c) 選手が 1 つ以上の国際ライセンスを所有する事は断固として禁止されている。

d) 選手が他国を訪問中の場合又は自国以外の国に居住している場合、自国のメンバー連盟に、即ち自分の国籍がある国のメンバー連盟に、ライセンスを申請しなければならない。

e) FIE 本部局の合意で FIE 本部事務所は、FIE のメンバーであるナショナル連盟も IOC 所属のオリンピック委員会もない国の国籍を有する選手及び法的に無国籍の選手に国際ライセンスを自らの責任で交付する事がある。

#### 9.1.6 交付手続き

ライセンスの交付と管理の手続きは、理事会の責任であり管理規定の対象となる。

#### 9.1.7 メンバー連盟によるライセンスの交付拒否

メンバー連盟が国際ライセンスの申請を拒む場合は、外国に居住している選手が異なる経路を通して再申請する事を防止するために FIE 本部局に通告してその状況を説明しなければならない。

### 9.1.8

a) ナショナル連盟は自国の市民である審判員のためにライセンスを獲得でき、そのライセンスはその審判員の国籍を明記する事とする。

b) ナショナル連盟は当該国の市民ではないが 3 年以上当該国に居住している審判員のためにライセンスを獲得でき、そのライセンスはその審判員の国籍を FIE と明記する事とする。

## 9.2 選手の国籍

9.2.1 オリンピック大会では選手の国籍は、FIE が従わなければならない IOC の規則によって設定される。

9.2.2 FIE の公式競技会に関しては、選手は、断固として選手が代表している国の国籍でなければならない。

a) 複数の国籍を有する選手は、自分が代表したい国を選ばなければならない。選手がその中の 1 国のためにフェンシングを行ったという事は、その選手が選択を行った事を意味する。もし選手が国籍を有する他方の国を代表したい場合は、その旨を FIE 本部局に通告しなければならない。又、FIE 本部局に通告してから 3 年後にのみその国を代表する事が出来るが、それまでの 3 年間はもはや前の国を代表する事はできない。

b) 1 国を既に代表したが新しい国籍を(無国籍から又は帰化により)取得する選手は、前の国のために最後に競技参加してから 3 年の間隔をおいた後にのみ新しい国を代表する事ができる。

c) 結婚によって新しい国籍を取得する選手は、3 年を待たずに直ちに新しい国のためにフェンシング競技を行う事ができる。

d) FIE の理事会は、関連しているメンバー連盟の合意を得て、又、公正な理由のためにだけ、3 年の期間を減じたり免じたりする事ができる。

e) FIE の公式競技会または地域選手権大会に参加した事がない選手は、国籍変更に関する制限に束縛されずに直ちに新しい国のためにフェンシング競技を行う事ができる。

f) 選手が代表する国の変更は、決定的であり、後続の変更は認可されない。

g) 論争の場合は、FIE の理事会が判定を下す事とし、その判定は上訴できない。

9.2.3 FIE の競技会に関しては、法律上無国籍又は居住国で政府当局によって交付された難民の身分を有している選手は、FIE 本部局の認可を伴って、居住している国のメンバー連盟に登録されている限り競技を行う事ができる。難民の身分を有している選手は、当定款と FIE 規則の目的のために、メンバー連盟がそのような国の代表として競技を行うことを拒否しない限り、メンバー連盟の国の国民として取り



扱われる事とするが、そのような場合（メンバー連盟がその連盟の代表として彼等に競技をする事を認めない場合）は、彼等は無国籍者として取り扱われる事とし、FIE 本部局によって正式に認可されない限り、個人的にもチームの一員としても、競技会で如何なる特定の国をも代表する事を禁止される事とする。

国籍の変更要請に関する実用的な手順は、FIE 管理規則の「ライセンスと国籍」の章に記載されている。

## 第 10 章 競技会

### 10.1 FIE の公式競技会

**10.1.1** FIE の公式競技会はオリンピック大会、オープン、ジュニア、カデ、ベテランの世界選手権大会、個人と団体のオープン・ワールドカップ(カテゴリーAカンディダート、カテゴリーA、グランプリ、サテライト)、ジュニアのワールドカップ、地域選手権大会、並びに、組織されるマスターズとスーパー・マスターズ、組織されるオリンピック大会用の資格選考大会、及び、FIE のコンGRESSによって指定されるその他の競技会を含む。

**10.1.2** これらの公式競技会の中でオリンピック大会及びオープンとジュニアとカデの世界選手権大会は、優先権がある。同じ年齢カテゴリーのその他の FIE の公式競技会は、それらと同時に開催されたり又選手が世界選手権大会に参加する事を妨げる日付に組織されたりしてはならない。

### 10.2 世界選手権大会、全カテゴリー

#### 10.2.1 世界選手権大会の立候補

a) 毎年、3 年後にシニア世界選手権大会やジュニア/カデ世界選手権大会やベテラン世界選手権大会を組織を引き受ける完全な立候補(下記の規定の如く)を差し迫っているコンGRESSの会議事項に記載する申請は、その年の 9 月 1 日までに FIE の本部局に到達しなければならない。

b) 立候補を推進する場合、連盟は、FIE の指示に則った完全な調査書類を提出しなければならない、又、FIE が規定する明細基準を守る事と財政上の義務を守る事と環境と資源破壊をしない開発の原則をコンGRESSの面前で確約しなければならない(「完璧な立候補」)。完全な調査書類を伴わずに提出した立候補は、完璧な立候補と考慮されず、選手権大会の立候補者として考慮されない。

c) 1 つ又はそれ以上の立候補がコンGRESSの会議事項に列記される場合、これらの選手権大会の組織権授与は、そのコンGRESSで行なわれる。

d) コンGRESSがこの立候補を受け入れない場合やこの時点で候補者が誰もいない場合は、FIE 本部局は、管理規則に略述されている手順に従って後続のコンGRESSで発表できる候補者を積極的に追及する。

e) コンGRESSが世界選手権大会の開催を 1 メンバー連盟に認可した場合、その組織連盟の会長と、場合によっては、組織者自身が FIE の規定した明細基準と財政的義務について完全に承知している事を詳述した協定書に署名する事とする。

f) 完璧な立候補の提出がなかったため大会の年の2年前に通常 kongress が上記の手順で世界選手権大会の開催組織を行うメンバー連盟を決定できない場合は、FIE の理事会は、kongress が行われた後で管理規則に略述されている手順に従って一つ又はそれ以上の完璧な立候補を受け取る場合にどのメンバー連盟がこれらの世界選手権大会の開催組織を行うかを決定する事が出来る。

g) 世界選手権大会開催組織を kongress によって委ねられたメンバー連盟が辞退する場合や組織連盟の差別的行為の場合には、FIE の理事会は、同様の権限を有する事とする。

### **10.2.2 世界選手権大会の参加**

カデ、ジュニア、シニア、ベテランの世界選手権大会開始日の前日の正午時点で FIE に対する財政義務を完了していないメンバー連盟は、例外が理事会によって正当だと認められて認可されない限り、この世界選手権大会に参加できない。

## **10.3 シニア世界選手権大会**

### **10.3.1 一般原則**

「シニア世界選手権大会」と呼ばれる公式選手権大会は、FIE の後援の下に7月15日から8月15日の期間に毎年開催される。

**10.3.2** シニア世界選手権大会組織に責任があるナショナル・グループは、男子と女子のフルーレとエペとサーブルの個人とチームの競技を同じ時期に同じ開催場所で行う手配をしなければならない。

**10.3.3** この章に列記されている特別規則に加えて、FIE の競技規則がシニア世界選手権大会で忠実に適用されなければならない。

**10.3.4** オリンピック選手の定義付けに関する及び政治的、人種的、宗教的な差別の禁止に関する IOC の規則は、オリンピック大会で守られなければならない。オリンピック大会でのフェンシングのイベントは FIE の監督の下にあり、オリンピックの年のシニア世界選手権大会でもある。シニア世界選手権大会の全ての特別規則は、たまたまオリンピックの規則と矛盾する場合を除いて、オリンピック大会にも適用する。世界選手権大会は、オリンピックのプログラムに含まれない種目に関して開催組織される。

## **10.4 ジュニアとカデの世界選手権大会**

### **10.4.1 一般原則**

ジュニア世界選手権大会とカデ世界選手権大会は、男子と女子のフルーレ、エペ、サーブルの個人種目競技会を構成して FIE の後援の下に毎年一緒に開催される事とする。オープン世界選手権大会と同じ原則の下に団体種目がジュニアに関して開催される事とする。

ジュニア世界選手権大会とカデ世界選手権大会は、FIE の後援の下に毎年4月の最初の2週間に開催される事とする。

## 10.5 ベテラン世界選手権大会

### 10.5.1 組織と規則

ベテラン選手権大会の規則は、FIE 規則の特有の節に明確に規定されている。全てのカテゴリーに関連した規則は、それらの節に規定されていない場合に適用する。

## 第 11 章 コングレスによって授与されるタイトルと賞

FIE は、この章に特に言及されているように名誉賞を授与する事とする。

### 11.1 「シュバリエー・フェイエリック」トロフィー

**11.1.1** FIE は、1940 年 5 月に祖国の侵略者を相手に指揮を執っていた大隊の先頭で突撃中

に戦場で倒れるまで、1933 年 1 月 1 日から事務局長を務めたシュバリエー・フェイエリックの名声を末代に残す事を(1946 年度コングレスで)決定した。この目的のために彼の名前をつけたトロフィーが創設された。このトロフィーは、常に FIE に所属する事とする。

**11.1.2** 2 年毎<sup>1</sup>の奇数年度に、コングレスは、本部事務所のメンバー 1 名を含む 5 名のメン

バーの委員会を任命する事とし、同委員会は、将来に模範となるような最も騎士道的で愛他的な態度とスポーツマン精神とフェア・プレーの信条をこの 2 年間に表示した選手個人あるいは選手達のチームやグループあるいはメンバー連盟にトロフィーを授与する事を決定する事とする。 (注)<sup>1</sup> 1955 年迄は毎年。

**11.1.3** 賞の授与は承認のためにコングレスに通告される事とする。表彰式は管理規則に規定されている詳細に従って開催される事とする。この賞は、世界中のフェンシング選手達に通知される引用句によって動機付けされる。

**11.1.4** 受賞者の名前がトロフィーの台座に刻まれる事とする。受賞者は、FIE のメダルと賞状も授与される事とする。

**11.1.5** 継続的な賞授与を容易にする為に、諸連盟は、賞授与委員会の注目に値すると思われる事例を奇数年度の 2 月 1 日までに本部局に通告する事を奨励されている。

### 11.2 FIE の賞状とメダル

FIE の金メダルは、FIE の本部局と理事会のメンバーに彼等の任期の終わりに授与される。

更に、コングレスは、毎年、FIE に例外的な貢献をした若干の人々に金メダルを授与する事を提案できる。

### 11.3 名誉会員

条項 2.1.2 に従って名誉会員として選ばれた人物は、終身国際ライセンスと FIE の金のエペを本部局から授与される。



## 11.4 後援者（パトロン）

FIE は、後援者（パトロン）を含める事がある。

「パトロン」のタイトルは、榮譽認定委員会の嘆願に応じて、FIE に大きな関心を示したりその人物の信望によってイベントの素晴らしさを高めた本来のフェンシング界以外の非常に高位の人物に kongress によって授与される純粋な名誉タイトルである。

---

<sup>1</sup> 1955 年までは毎年

## 第 12 章 FIE の倫理規定

### 1. 序文

FIE の倫理規定は、IOC の倫理規定を基盤としており、オリンピック憲章を高揚させ且つ如何なる場合にも広範囲に判断されている国際的フェンシング界のメンバー（以下、FIE ファミリーとも言う）の行動を高揚させなければならない倫理価値と原則を保存する事を目的としている。

FIE の倫理規定（「コード」）は、スポーツ及び実体と FIE ファミリーの管理活動を規制すべき行為の原則を明示する。コードは、FIE ファミリーの全構成部分の行動を特色付けなければならない威厳、誠実、協力、スポーツマンシップ、公正な競技の理想を促進し保護する事を目的としている。

FIE コミュニティーは、FIE の重役と役員とメンバー、FIE が認めた諸連盟と諸連合のメンバーとその幹事、公式競技会の組織委員会メンバーと公式競技会開催組織の立候補都市の代表者並びに FIE 傘下で発展させた競技会や大会に参加するナショナル選手団の選手、コーチ、審判員、他のメンバー、及び、該当すれば、FIE に直接的に又は間接的に関連している従業員とパートナーとサービス業者を含む。

### 2. 倫理的な根本と原則と規則

FIE ファミリーは、特に FIE によって認められる公式競技会や大会や活動の組織と発展に関して、下記の原則と規則を守る義務がある。

#### I. 威厳

1. オリンピック主義と FIE の基本的な必須条件として如何なる人物の威厳も守らなければならない。
2. 如何なる状況でも、法律厳守とスポーツマンシップと公正な競技の原則を行使するために、FIE ファミリーと一般大衆に対する敬意と配慮が存在しなければならない。
3. FIE ファミリー内に人種、性別、宗教、政治的な又は哲学的な意見、家族やその他の身分の理由による如何なる差別も存在しない事とする。

4. FIE ファミリーの身体的や精神的な威厳を侵す慣例は、絶対に許されない。如何なる種類のドーピングも、如何なるレベルでも、絶対に禁止されている。FIE のドーピング防止規則は、遵守される。
5. 全ての種類の身体的、心理的、職業的、性的な嫌がらせは、禁止されている。
6. 競技会組織者は、FIE ファミリーの身体的と精神的なバランスを促進するために安全と健康と医療介護の必要な状態を確実にする事とする。

## II. 無欠性

1. FIE ファミリーは、スポーツの高潔さと威厳を確実にして、如何なる性質であろうとも如何なる種類の不正行為や不当なえこひいきも拒絶し公然と非難しなければならない。
2. FIE ファミリーは、直接的に又は間接的に、公式選手権大会の開催組織、活動や大会や FIE オフィシャルとしての職務に結びついた如何なる性質の如何なる隠された報酬やコミッションや便宜やサービスを要求したり受け取ったり提供したりしてはならない。FIE の役員が受け取った如何なる性質の如何なる隠されたコミッション、報酬、利益、サービスもギフトを提供する国の地元の慣習に従った通常の歓待基準を超過する場合は、受取の 30 日以内に FIE 事務局に書面で申告されなければならない。価値に関して不確かな場合は、FIE ファミリーメンバーは、倫理委員会の意見を求める事が出来る。倫理委員会は、申告された事例を再吟味して、前述の利益の受取人が FIE であるか又は提供源に返却されなければならないかを 90 日以内に決定する事とする。
3. 価値がギフト提供国の通常の歓待基準以内であるギフトだけは、敬意と友情の印として、FIE ファミリーのメンバーによって授与されたり受け取られたりする事が出来る。
4. FIE ファミリーのメンバー、役員、重役、彼等の仲間に表示される歓待は、普通基準を超過してはならない。組織者とメンバー連盟又は FIE の間の協力合意を基盤としていない競技会や大会の組織者又はメンバー連盟(役員がメンバーであるものを除く)によって提供される旅行の招待は、旅行が発生する前に倫理委員会に申告されなければならない。倫理委員会は、コードに反する場合はその招待を辞退するようにその人物に提案できる。
5. FIE ファミリーは、彼等自身、所属する組織、オリンピックムーブメントに関連した他の人物や組織との間の如何なる利害の抵触をも避けなければならない。もし利害の抵触が生じる又は生じる可能性のある場合は、当事者達は FIE の倫理委員会に通告する事とする。
6. FIE ファミリーメンバーは、職務を果たすために義務付けられた注意と勤勉さを伴って行動し、どのような方法でもフェンシングやオリンピックムーブメントの評判を傷つける行動をしない事とする。
7. FIE ファミリーは、活動が水準以下である又はオリンピック憲章や当コードの原則に反している又は矛盾している実体や個人と共謀したり関係を持ったりしてはならない。
8. FIE ファミリーは、FIE の団体内や組織内で一定あるいは事前に確立された方法で投票又は干渉する指示を絶対に与えたり受けたりしない事とする。

## III. フェアープレー

フェアープレーの概念は、単なる規則と規定の遵守を超えて、忠誠と相互尊重とスポーツマンシップの観念に及ぶ。それは、不当な有利点の競技会、ずるさ、ドーピング、暴力(身体的と口頭)、不平等な機会、不正行為における慣習に対する闘争の範

囲を含む。スポーツは、高潔で称賛すべき方法で行なわれるならば、個人と社会を豊かにする肯定的な活動であるので、最大範囲の観念においてフェアプレーに反する行為を避ける事は、FIE ファミリーの全てのメンバーの責務である。

#### IV. 財源

1. FIE の財源は、フェンシングとオリンピックの目的のためにだけ使用できる。
2. FIE の収支は、認められている国際財務報告基準に従って記録され、それらの勘定は、独立の専門会計監査官によって監査される事とする。
3. FIE ファミリーは、メディア、スポンサー、パートナー、スポーツ大会の他の支援者が世界中のオリンピックムーブメントの発展と名声に対して行なっている重要な貢献を認めている。しかしながら、そのような支援は、適切であり且つスポーツの規則及びオリンピック憲章と当コードに規定されている原則と一致していなければならない。スポーツ競技会の組織と実施は、FIE と FIE によって認められているメンバー連盟の単独の責務である。

#### V. 立候補

FIE ファミリーメンバーは、FIE の定款と公式選手権大会や競技会の組織の立候補都市に関して採用された規則の全局面を遵守する事とする。

#### VI. 国々との関係

1. FIE ファミリーメンバーは、普遍性と政治的中立の原則に従って、メンバー連盟の国々の権威と和合関係を保持するために努力する。しかしながら、人道主義、同業者仲間、オリンピックの理想を高揚させる人権尊重の精神は、FIE の公式競技会と他の大会が行なわれるメンバー連盟の国々の政府がオリンピック憲章と当コードの原則の入念な遵守を確実にする事を義務付けている。
2. FIE ファミリーメンバーは、彼等が所属している国々での公的職務を自由に発展出来る。しかしながら、彼等は、オリンピック憲章に規定されている原則と規則又は当コードに規定されているものに絶対的に矛盾する如何なる活動にも従事したり又はイデオロギーにしたがったりしてはならない。
3. FIE ファミリーメンバーは、FIE の後援下に組織される如何なる大会においても環境を保護する義務を負い、一般的に容認されている環境基準下でこれらの活動を保持する事を確約する。

#### VII. 機密性

当コードに他の言及がある場合を除いて、FIE ファミリーメンバーは、機密に受け取った如何なる情報も秘密に保つ事とする。如何なる情報の発表も個人的利益のためであってはならず且つ如何なる人物や組織の評判を悪意を持って損傷するために行なってはならない。

#### 3. 行動規定

FIE ファミリーの全メンバーは、常に上記の義務的規則及び下記の行動規定に至る倫理原則によって鼓舞されなければならない。

行動規定は、種々の領域のスポーツパフォーマンスとフェンシングスポーツの組織と管理の種々のレベルにおいて当然負わなければならない責務と権利と義務を生み出す。

## **FIE ファミリー**

1. フェンシングの実施を管理している法律、定款、規則、規定を理解し守り適用しなければならない。
2. フェンシングのスポーツの正しい営みを促進したり高貴にしたりして、透明さと誠実さとスポーツマンシップの特性内でフェンシングの既存原則に合った利益を促進するために実体の自らの責任ある決定と強い関心に集中する事とする。
3. 敬意と配慮の絆を保持して且つ社会的発展、文化、実践者の教育と健康のためにスポーツの重要性を強調して、IOC、メンバー連盟のNOC、政府、スポンサー及び投資者と協力する事とする。
4. 人目につくスポーツの促進に加えてフェンシングに関連した全ての情報に望ましい無欠性と客観性を確実にするために、全マスコミとの関係を強化して維持する事とする。
5. 主に大会に関与している全員の身体的と精神的な満足すべき状態を考慮して、競技会が行なわれている敷地での安全を確実にするために必要な全ての手段を講じる事とする。
6. 自分自身の威信を損なう又はFIEとFIEファミリーのイメージを汚す原因となる行為に従事する事を避けて、適切な品行を維持する事とする。
7. 認可されていない物質の使用、不当な利益、又は、フェンシングの実施において如何なる種類の不正行為をも阻止し、抑止し、非難する(及び全て報告する事を奨励する)事とする。
8. FIEファミリーが一般的な健康、健康的習慣、環境を害する傾向がある商品やサービスの促進や広告や宣伝を提案したり推挙したりを禁止する事とする。
9. 如何なる競技会においても、社会的排除の他の形態に混じって、民族性、皮膚の色、性別、宗教的信念、ハンディキャップ、政治的志向、財政的や社会的や知性的な地位、性的志向、年齢、婚姻状態から生じる如何なる種類の好みや偏見も禁止し且つ倫理委員会に報告する事とする。
10. スポーツの肯定的なイメージの提供に役に立ち且つその意見を他の社会部門に提案して安全性と満足すべき生活状態を確実にして、FIEファミリー、マスコミ、一般大衆の身体的と精神的な高潔さを危うくする乱暴な行為を処罰する事とする。
11. FIEとFIEファミリー全メンバーの評判を傷つけたり危険にさらしたりするかもしれない全ての行為と戦う事とする。
12. フェンシングを管理するテクニカルとプロの個人を支援し、良いスポーツマネジメントの最善の営みに関して彼等を継続して訓練させ最新状態に保たせる事とする。
13. 人権の擁護を広め且つ促進し、天然資源を保存したり健康的習慣を奨励したりする活動に参加したりする事とする。
14. 倫理的で透明なマネジメントの原則に従って時限内に外部の専門的な会計監査官によって監査された、完璧で正しい情報を伴う財務諸表を正式に提出する事とする。
15. 選手、トレーナー、コーチ、同僚、リーダー、マスコミ、一般大衆からの如何なる圧力からも審判員を保護する努力をする事とする。
16. FIEによって修正されて容認された夏季オリンピックの国際連盟団体の賭け事と不正行為防止に関する国際連盟のためのモデルルール(以下「モデルルール」と言う)を理解し、遵守し、適用しなければならない。モデルルールは当コードの付属文書1として添付されており且つ不可欠な部分を構成している。

## 審判員

1. 選手、トレーナー、コーチ、同僚、リーダー、マスコミ、一般大衆からの如何なる圧力にも影響を受けずに競技会中に客観的で公明正大な態度を維持しなければならない。
2. 参加者を伴った感知される又は実際の「利害の抵触」のある如何なる試合も審判する割当任務を回避しなければならない。利害の抵触は、主審や副審の職務と個人的利益の間に対立が存在し、審判員としての責務と職務の遂行に正しくない状態で影響を及ぼす又は及ぼすかも知れない又は及ぼすと思われる直接的又は間接的な個人的利益を有している全ての状況を意味する事とする。(\*)
3. フェンシングの規則とそれらの進化に遅れないようにしている事とする。彼等は、最高の意欲と献身をもって効果的に彼等の任務を果たす事とする。
4. 彼等のアシスタントからの如何なるインプットも考慮に入れて適切な判定に到達する事とする。
5. 規則を精力的に施行するために彼等の業務を行い制裁を科する一方、選手、コーチ、監督を敬意を持って扱う事とする。
6. 試合の結果を不公平に危うくしたり前もって決定したりするかも知れない如何なる行動も避ける事とする。
7. 競技会の結果を危うくするかもしれない不正行為と不適切な活動の如何なる試みに関しても直ちに FIE オフィシャルや委員会に通報する事とする。
8. 如何なる状況においても丁重に振舞い、客観的に公明正大に、大衆を尊重する事とする。
9. 技術的分析と判定だけを提供して、論争を生じたり FIE 審判員やメンバー連盟のイメージをひそかに傷つけたりするかもしれないコメントと供述を避ける事とする。
10. 自分の影響力のある範囲内で、認可されていない薬剤や物質の使用を許容しない事とし、この方向で全面的な努力に協力し、フェンシングファミリーにそのような営みの悪い影響を広く伝える事とする。
11. 如何なる状況においても、民族性、人種、皮膚の色、性別、宗教的信念、ハンディキャップ、政治的志向、財政的や社会的や知性的な地位、性的志向、年齢、婚姻状態から生じる如何なるえこひいきも許容しない事とする。
12. 全体的な健康や健康的な習慣や環境を危険にさらす又は危険にさらすかも知れない又は法律に違反する又は違反するかもしれない如何なるブランドの医薬品、食品、タバコ、アルコール、如何なる商品やサービスの奨励、宣伝、広告、商品化、表示を行なう事を慎む事とする。

(\*) 下記は、利害の抵触が生じるかもしれない状況下の非包括的な例のリストである。これらは、利害の抵触があるかどうかを査定する主審、副審、調停代表者と FIE を補助するための実例として含まれている。カテゴリーA の潜在的な対立は、カテゴリーB よりももっと主審、副審、調停代表者による行動を義務付けられると思われる。

### • カテゴリーA の対立:

- 主審や副審は、被当事者の国籍と同じ国籍を有している。被当事者は、試合中の選手及びトレーナー又はその選手のナショナルコーチを含む。
- 主審や副審は、この 5 年間に被当事者の国に居住している又は居住していた。
- 主審や副審は、この 5 年間に被当事者によって雇用されている又は雇用されていた。

- 主審や副審は、被当事者の親族又はパートナーである又はパートナーであった。
  - 主審や副審は、この5年間に被当事者のコーチである又はコーチであった。
- カテゴリーBの対立:
- どのカテゴリーAの対立も競技会日の5年以上前に発生した。
  - 主審や副審は、被当事者と他の関係がある。

## 選手

1. スポーツマンシップとフェアプレーの精神で競技する事とする。試合の結果を不当に危うくしたり前もって決定したりするかも知れない如何なる行動も避ける事とする。
2. 規律に適用する規則を完全に承知しており、尊重し、実施しなければならない。
3. 競技会マネジメントと審判員の指示に従い、同僚と対抗者を敬意を持って取り扱う事とする。加えて、審判員や一般大衆に対して言葉、行動、身振りで無礼な行為を犯したり、無礼で偏見のある言動を奨励したり誘発したりしない事とする。
4. 選手の品行を導かなければならない競技の価値と実践と利益、スポーツマンシップと上達を特に強調して、特にフェンシングの利益と一般的にスポーツの利益を守る事とする。
5. 民族性、人種、皮膚の色、性別、宗教的信念、ハンディキャップ、政治的志向、財政的や社会的や知性的な地位、性的志向、年齢、婚姻状態の理由による如何なる形態の暴力や愚弄も回避、拒絶、排撃する事とする。
6. 競技の場と場外の両方で、禁止薬物、認可されていない化学的刺激剤の如何なる使用も、如何なる能動的や受動的な不正行為に参加する事も拒絶する事とする。
7. 規律に従い、もしあれば、落ち着いて適切な筋道を通して意見の相違を表明する事とする。
8. 自分が代表する組織団体の原則と利益と一致した責任のある平静な態度で自分の見解を表明する事とし、如何なる選手や審判員や監督やテクニシャンのイメージも損なわないように、競技会の出来事に関する公の批判と不適切なコメントを慎む事とする。
9. 一般的な健康や健康的な習慣や環境を危険にさらす又は危険にさらすかもしれない又は法律に違反する又は違反するかもしれない如何なる商品やサービスの奨励、広告、販売、商品化を行なう事を慎む事とする
10. 自分がスポーツに安全に関与する事に影響を及ぼすかもしれない如何なる種類の負傷も隠したり、自分の参加継続能力を分析する医師とトレーナーに協力したりすべきではない。

## コーチ

1. 言葉や行動や態度で審判員、選手、オフィシャル、競技者、同僚、マスコミ、大衆について公に批判する事を控える事とする。
2. トレーニング中と競技中に、スポーツマンシップを伴って参加し、審判員の結論を受け入れて、競技者と大衆に当然払われるべき敬意を維持して、選手をしっかりと指導しなければならない。
3. 可能な処罰に直面しても秩序を維持して且つ冷静に情報を知らせて選手を指導する事とする。
4. 民族性、人種、皮膚の色、性別、宗教や信念、ハンディキャップ、政治的志向、財政的や社会的や知性的な状態、性的志向、年齢、婚姻状態の理由で生じる暴力を

識別し、回避し、拒絶し、排撃し、思いとどまらせ、防止し、報告するために、選手の言動に常時注目しなければならない。

5. 禁止されている薬剤や化学的刺激剤の使用と自分が代表している FIE ファミリーのイメージとスポーツの評判を損なう不正行為に参加する事を回避し、思いとどまらせ、防止し、報告しなければならない。

6. 不当な有利点、前もって決定される結果、不法な財政的代償が関与しているかもしれない如何なる行為や合意にも従事する事を慎む事とする。

#### 4. 履行 – 倫理委員会

1. FIE ファミリーがオリンピック憲章と当コードの原則と規則の遵守を確実にするために、倫理委員会が作成される。倫理委員会は、倫理委員会を常設的な実体にするために定款が修正されるまで、一時的な機関として作動する事とする。

2. 倫理委員会は、意図された全ての行為の倫理的な許容性に関連する全ての問題に関して FIE ファミリーに助言を行なう。

3. コードや倫理委員会助言の如何なる違反の申し立ても懲戒規定下に告訴の根拠となる事とする。

4. 毎年、倫理委員会は、与えた助言を特記して、当コードの適用に関して FIE の理事会に報告書を提出する。倫理委員会は、現行コードの実施に関して目標と勧告を規定できる。

5. 倫理委員会は、提出された問い合わせを根拠としてその中立メンバーの過半数によって助言や勧告を交付する。倫理委員会は、カウンシルのメンバーを選び出すのと同じ方法で理事会によって選ばれる 5 名のメンバーで編成され、各メンバーは異なる国からであり、FIE の残りのカウンシルと同じ期間中に任務を果たす事とする。法務委員会のメンバー 1 名は倫理委員会の顧問として務める事とする。

### FIE 倫理規定の付属文書 1 賭け事と不正行為防止規定

#### 1. 序文

1.1 スポーツの無欠性は、関与している参加者の競技の優秀性に完全に基づいているスポーツ大会と競技会の結果によって決まる。スポーツ競技の高潔さにおける大衆の信頼をひそかに傷つけるかもしれない如何なる形の不正行為もスポーツ精神に根本的に相反しており、どんなことがあっても一掃されなければならない。

1.2 国際フェンシング連盟(FIE)は、(i) 大会と競技会の結果に不適切に影響を及ぼすかもしれない如何なる行為も禁止する事と(ii) 不正な行為を通してフェンシングの無欠性を危険にさらす者達に対する制裁と実施の仕組みを確立する事によってフェンシングのスポーツの高潔さを守る手段としてこれらの規則(ルール)を採用した。

**1.3 FIE** は、フェンシングのスポーツの無欠性をひそかに傷つける不正な営みを防止するためにその権限内で全ての実用的で理にかなった可能な処置を講ずる事を誓う。この誓いは下記を含む事とする：

(a) 出来るだけ広範囲の対象となる観客に情報と教育的資料を提供するために既存の又は適切に採用された教育プログラムと道具の使用を含めて全てのレベルでこれらのルールへの認識を高める事。

(b) 発生するかもしれない不規則な賭け事のパターンを監視する事を含めて、国際競技会でスポーツの賭け事を監視する最良の手段を確立する事。

(c) 例えば、情報「ホットライン」を確立して、機密基盤の第三者情報受理のための最良の手段を確立する事。

(d) これらのルール下の違反の調査や起訴に関する諜報と情報の交換のために効果的な経路を確立し、適切な場合はそれを利用する事。

(e) 所有している情報が他の適用できる法律や規定の違反になるかもしれない又は証拠となる可能性があると言う点で国内と国際の適格な機関と協力する事。

(f) スポーツにおける不正行為との戦いに関連して定評のある最良の実践区域に関して(ASOIF ないしは他を通して)オリンピックムーブメント内のパートナーと情報を交換する事。

## **2. 適用と範囲**

**2.1** これらのルールは、国際競技会に参加する又は支援する関係者全員に適用し、各関係者は、そのような参加や支援の理由でこれらのルールに自動的に拘束され且つ遵守を義務付けられる事とする。

**2.2** 限定せずに、どの行為がルール違反を構成するかを含めてこれらのルールを知っており且つそれらの義務を守る事は各関係者の個人的な責務である事とする。関係者は、これらのルール下に禁止されている行為が犯罪的違反や他の適用できる法律と規定の違反にもなる可能性も知っていなければならない。関係者は、常時、全ての適用できる法律と規定を守らなければならない。

**2.3** 各関係者は、FIE によって提起された非難を審理し確認するために懲戒パネルの独占的管轄権に提起し、懲戒パネルの判定の上訴を決定するために CAS の独占的管轄権に提起する。

**2.4** 各関係者は、競技会の最後の参加や支援の 6 ヶ月後までこれらのルールに拘束される事とする。各関係者は、その日付け前に行なわれた競技会の参加や支援に関して継続してこれらのルールに拘束される事とする。

**2.5** それぞれの管轄権下で開催される競技会の高潔さを保護するために諸メンバー連盟と諸連合が同じような規則および規定を設置する事が推薦される。

**2.6** メンバー連盟又は連合の管轄権下にある関係者へのこれらのルール下の通知は、当該メンバー連盟や連合への通知の配達で達成できる。メンバー連盟や連合は、その通知が適用される関係者と即刻連絡する責任を負う事とする。

## **3. ルール違反**

下記の行為は、(各場合に直接的に又は間接的に実行されてもされなくても)これらのルールの違反になる事とする：



### 3.1 賭け事

- (a) 大会や競技会の結果、進展、結末、行為、その他の局面に関して他の人物と賭けをする事を含めて、(関係者が直接参加している又はさもなければ関係者のスポーツで行なわれている又は関係者が参加している主要な大会組織団体によって主催されている国際競技会の他のスポーツで行なわれていてもいなくても)大会や競技会に関連した全ての形の賭け事に参加したり支持したり助長する事
- (b) 当ルール 3.1 に規定されている違反を犯す事を関係者に仕向けたり指示したり手助けしたりそそのかしたりする事

### 3.2 結果の改竄

- (a) 大会や競技会の結果、進展、結末、行為、その他の局面を如何なる方法でも不正に調整したりもくろんだり、さもなければ不適切に影響を及ぼしたりする事、又は、如何なる方法でも不正に調整したりもくろんだりする又はさもなければ不適切に影響を及ぼす関与当事者である事。
- (b) 関係者が大会や競技会で特定の出来事の発生が賭けの対象である事を知っており、彼や他の人物が利益を予期したり受けたりしたその出来事の発生を請合ったり要求したりする事。
- (c) 大会や競技会で最善を尽くして成し遂げるための給付(又は給付の正当な予期、そのような給付の実際の授与や受取にかかわらず)に関する申告を怠る事。
- (d) 当ルール 3.2 に規定されている違反を犯す事を関係者に仕向けたり指示したり手助けしたりそそのかしたりする事。

### 3.3 不正行為

- (a) 大会や競技会の結果、進展、結末、行為、その他の局面を如何なる方法でも不正に調整したりもくろんだり、さもなければ不適切に影響を及ぼしたりするために賄賂や他の給付(又は給付の正当な予期、そのような給付の実際の授与や受取に関係なく)を受領する事、提供する事、受領する又は提供する事に同意する事。
- (b) 関係者が妥当に予期していたかもしれないギフトや利益が彼に又はスポーツに悪評をもたらすかもしれない状況でギフトや給付(又は給付の正当な予期、そのような給付の実際の授与や受取に関係なく)を支給する事、提供する事、要求する事、又は受け取る事。
- (c) 当ルール 3.3 に規定されている違反を犯す事を関係者に仕向けたり指示したり手助けしたりそそのかしたりする事。

### 3.4 内部情報

- (a) 賭け事の目的で又はさもなければ賭け事に関連して内部情報を使用する事。
- (b) 内部情報の暴露が賭け事に関連して使用されるかもしれない事を関係者が妥当に知っているとして予期される状況で利益を伴っても伴わなくても他の人に内部情報を暴露する事。
- (c) 当ルール 3.4 に規定されている違反を犯す事を関係者に仕向けたり指示したり手助けしたりそそのかしたりする事。

### 3.5 その他の違反

- (a) 当ルール 3 の違反を犯す事に至る行為に従事するための関係者の試み又は関係者の他の人との合意は、そのような試みや合意が実際にそのような違反の結果になってもならなくても、違反が犯されたとして取り扱われる事とする。しかしながら、関係者がその試みや合意に関与していない第三者によって発覚される前に自分の試みや合意を破棄する場合は当ルール 3 下の違反は無いものとする。

- (b) 関係者によって犯されるルール 3 に表示されている種類の行為や不作為で故意に手を貸したり、隠蔽したり、そうでなければ共謀したりする事。
- (c) 当ルール 3 に規定されている違反になる行為や事件に従事するように関係者が受けた働きかけや勧誘の全詳細を(過度な遅れを伴わずに)国際連盟や他の正当な権限のある権威に明示する事を怠る事。
- (d) 当ルールの違反になる行為に従事するように第三者が受けた働きかけや勧誘(制限しない)を含めて、第三者による当ルール下の違反を立証できる事を関係者が気が付いた出来事や事実や問題の全詳細を(過度な遅れを伴わずに)FIE や他の正当な権限のある権威に明示する事を怠る事。
- (e) FIE 又は調査に関係しているかもしれない正当な競技権威によって要求される情報や証拠書類の提出不履行も含めて、FIE 又はこれらのルールの潜在的違反に関連する他の正当な権威によって実施される如何なる正当な調査にも協力する事を怠る事。

**3.6** 下記は、これらのルール違反の決断に関係ない：

- (a) 特有の大会や競技会に、関係者が参加しているかどうか又は他の関係者によって支援された関係者が参加しているかどうか
- (b) 問題となっている賭けの性質や結果
- (c) 賭けが行なわれた大会や競技会の結果
- (d) 問題となっている大会や競技会での関係者の努力や(もしあれば)実行が問題の行為や不作為によって影響を受けた(又は影響を受けると予想された)かどうか。
- (e) 問題となっている大会や競技会の結果が問題の行為や不作為によって影響を受けた(又は影響を受けると予想された)かどうか。

#### **4. 立証の義務と基準**

**4.1** FIE と他の公訴権威は、これらのルール下で違反が発生した事を立証する義務がある事とする。立証基準は、単なる見込みより大きいが無理のない疑いよりも小さい基準で FIE や他の公訴権威が懲戒パネルの満足がいくように違反を立証したかどうかである事とする。

**4.2** これらのルールが違反を犯したと申し立てられた関係者に事実や状況を立証するために立証の義務を負わせる場合、立証の基準は、証拠が圧倒的に優勢である事とする。

**4.3** 懲戒パネルは、証拠の認容性を統制する司法規則に拘束されない事とし、事実には、自白、第三者の証拠、目撃者の証言、エキスパートの報告書、実録証拠、他の分析情報を含むが制限されない全ての信頼できる手段によって確立できる。

**4.4** 懲戒パネルは、その判決が自然的正義の原則に違反する事を関係者が確立する場合を除いて、関係者に結びつく判決に対する議論の余地のない証拠として係争中の上訴の影響を受けない適格な管轄権のある裁判所や専門の懲戒裁決機関の判決によって確立される如何なる事実も受け入れる自由裁量権を有する事とする。

**4.5** 懲戒パネルは、審問前の穏当な時に懲戒パネルの面前に出頭を求められた場合に関係者が出頭しない又は当ルールに従って提出された情報要求に従わない場合、違反を犯したと非難されている関係者に対して不利な推論結果を出す権利がある事とする。

## 5. 違反の調査と判決

**5.1** この文書に特記されている場合を除いて、これらのルール違反の如何なる申し立ても疑いも FIE の懲戒規定(条項の第 7 条)に従って調査及び可能な告訴のために FIE に報告される事とする。

**5.2** 関係者に対するこれらのルール下の如何なる訴訟も、その訴訟が違反発生日から 3 年以内に開始されない限り、これらのルール違反に関する関係者に対して開始出来ない。

## 6. 修正と解釈

**6.1** これらのルールは、FIE によって時々修正が可能である。

**6.2** 賭け事と不正防止の規則は、その性質によって、フェンシングのスポーツが行なわれる状況を統制している競技規則である。それらは、刑事訴訟や雇用問題に適用できる条件や法的基準に支配されたり制限されたりするために意図されていない。フェンシングのスポーツにおける不正行為に反する戦いの基盤としてこれらのルールに規定されている方針と基準は、公平なスポーツに興味を持っている人達の広範な総意を代表しており、全ての裁判所と裁決機関によって尊重されなければならない。

**6.3** これらのルールは、FIE の定款を除いて、既存の法律や規則の参照によってではなく、独立した自律的なテキストとして解釈される事とする。

**6.4** これらのルールの表題と副題は、便宜だけのためであり、これらのルールの内容の一部である又は参照させる条項の言語に如何なる方法でも影響を及ぼすと思われてはならない。

**6.5** 付属文書 1 の定義は、これらのルールの不可欠な部分と考慮される事とする。

**6.6** これらのルール内の全ての男性参照は女性参照も含む事とする。

**6.7** 如何なる理由でもこれらのルールの如何なるルールや条項も無効、施行できない、違法であるとみなされる場合は削除されるとみなされる事とし、さもなければルールは完全に効力があり有効のままである事とする。

**6.8** これらのルールは、これらのルールを採用する FIE コングレスによって指定された日に完全に効力を発し有効となる事とする。

## 定義

「選手」は、大会や競技会に参加する又は参加するために選抜された選手を意味する。

「選手の補佐人員」は、競技会に参加している選手や選手のメンバー連盟に雇用された又は共に業務を行うコーチ、トレーナー、マネージャー、選手の代表者、エージェ

ント、チームスタッフメンバー、オフィシャル、医療又は医療補助人員、家族、他の人物を意味する。

「給付」は、(エンドースメント、スポンサーシップ、他の契約の下に行なわれた賞金や契約上の支払以外の)金銭又は金銭価値の直接的又は間接的な受取や支給(関連する限り)を意味する。

「賭け」は、金銭の賭けやその他の形の財政的な投機を意味する。

「賭け事」は、賭けを行なったり受け取ったり賭けたりする事を意味し、スポーツの賭博経営者によって提供される八百長やいんちき、トータリザトー/トトカルチョのゲーム、ライブベッティング、ベッティングエクスチェンジ、スプレッドベッティング、他のゲームのような通常スポーツ賭博として言及されている活動を含める事とするが、制限しない。

「CAS」は、スイス国のローザンヌにあるスポーツの調停裁判所を意味する。

「競技会」は、1つの統制機関の下に1日又はそれ以上の日数にわたって行なわれる大会や大会シリーズ(例えば、世界選手権大会)を意味する。

「懲戒パネル」は、これらのルールに指定された職務を果たすためにFIEによって任命されたFIEの懲戒パネルのメンバーを意味する。

「大会」は、単一のレース、マッチ、又はコンテストを意味する。

「内部情報」は、関係者がスポーツ内部で自分の地位が理由で保有する競技会や大会に関連した情報を意味する。そのような情報は、競技者、状況、作戦的考慮、競技会や大会の他の局面に関する事実上の情報を含むがそれに制限されないけれど、既に公表されたり公的記録の問題であったり大衆の興味のあるメンバーによって容易に取得される又は当該競技会や大会を統制している規則と規定に従って公表されるような情報は含まない。

「国際競技会」は、FIEの公式競技会又はその管轄下のその他の競技会を意味する。

「メンバー連盟」は、これらのルール下の関係者が直接的に所属している又はメンバーに所属するクラブや他の団体を通して所属している国際連盟のメンバーを意味する。

「主要大会組織団体」は、大陸、地域、他の国際競技会の統制機関として職務を執る国際的多种スポーツ組織団体を意味する。

「関係者」は、選手、選手の補佐人員、副審、主審、代表者、委員、上訴審査メンバー、競技会オフィシャル、メンバー連盟チームや代表団メンバー、その他の認定された人物を意味する。

「人物」は、自然人、法人団体、会社、協会、パートナーシップを含む事とする（そのどれもが別個の法的人格を備えていようがいまいが関係なく）。

「制裁」は、懲戒パネルが FIE の懲戒規定に従って科する権利がある制裁を意味する。

「違反」は、ルール 3 に規定されている如くこれらのルール違反を意味する。

#### 付属文書 I： メンバー連盟と頭文字（加盟年度）のリスト

\*1913 年 FIE 創設メンバー（付属文書 II：歴史を参照

の事）

1. AFG アフガニスタン (2005 年)
2. ALB アルバニア (2011)
3. ALG アルジェリア (1964)
4. ANG アンゴラ (2017)
5. ANT アンティグア・バルブダ (2010)
6. ARG アルゼンチン (1921)
7. ARM アルマニア (1992)
8. ARU アルーバ S.A.B. (1987)
9. AUS オーストラリア (1934)
10. AUT オーストリア (1946)
11. AZE アゼルバイジャン (1992)
12. BAH バハマ (2010)
13. BAN バングラデシュ (2007)
14. BAR バルバドス (2004)
15. BEL ベルギー (1913) \*
16. BEN ベニン (2008)
17. BER バミューダ (2010)
18. BIZ ベリーズ (2008)
19. BLR ベラルーシ (1992)
20. BOL ボリビア (1946)
21. BOT ボツワナ (2007)
22. BRA ブラジル (1927)
23. BRN バーレーン (1987)
24. BRU ブルネイ (2000)
25. BUL ブルガリア (1951)
26. BUR ブルキナ・ファソ (2000)
27. CAM カンボジア (2007)

28. CAN カナダ (1971)
29. CGO コンゴ共和国 (2003)
30. CHI チリー (1936)
31. CHN 中国 (1974)
32. CIV コート・ディヴォワール (2008)
33. CMR カメルーン (2008)
34. COD コンゴ民主共和国 (2005)
35. COL コロンビア (1946)
36. CRC コスタリカ (1990)
37. CRO クロアチア (1992)
38. CUB キューバ
39. CYP キプロス (1987)
40. CZE チェコ (1913) \*
41. DEN デンマーク
42. DMA ドミニカ (2010)
43. DOM ドミニカ共和国 (2000)
44. ECU エクアドル (1946)
45. EGY エジプト (1930)
46. ESA エルサルバドル (1970)
47. ESP スペイン (1947)
48. EST エストニア (1992)
49. FIN フィンランド (1936)
50. FRA フランス (1913) \*
51. GAB ガボン (2008)
52. GBR 英国 (1913) \*
53. GEO ジョージア (1992)
54. GEQ エクアトリアル・ギニアナ (2000)
55. GER ドイツ (1913) \*
56. GHA ガーナ (2012)
57. GRE ギリシャ (1924)
58. GUA ガテマラ (1950)
59. GUI ギニア (2003)
60. GUM グアム (2011)
61. GUY ガイアナ (2010)
62. HAI ハイチ (2016)
63. HKG 香港 (1956)
64. HON ホンジュラス (1986)
65. HUN ハンガリー (1913) \*
66. INA インドネシア (1986)
67. IND インド (1993)
68. IRI イラン (1990)
69. IRL アイルランド (1936)
70. IRQ イラク (1976)
71. ISL アイスランド (1993)
72. ISR イスラエル (1950)
73. ISV バージン・アイランド (1984)
74. ITA イタリア (1913) \*
75. JAM ジャマイカ (2012)

76. JOR ヨルダン (1986)
77. JPN 日本 (1951)
78. KAZ カザフスタン (1992)
79. KGZ キルギスタン (1992)
80. KOR 韓国 (1964)
81. KSA サウジアラビア王国 (1974)
82. KUW クウェート (1976)
83. LAT ラトビア (1992)
84. LBA リビア (2010)
85. LBN レバノン (1960)
86. LTU リトアニア (1992)
87. LUX ルクセンブルグ (1938)
88. MAC マカオ (2000)
89. MAD マダガスカル (2012)
90. MAR モロッコ (1960)
91. MAS マレーシア (1964)
92. MDA モルドバ (1992)
93. MEX メキシコ (1913)
94. MGL モンゴル (2001)
95. MKD マセドニア (1995)
96. MLI マリ共和国 (2001)
97. MLT マルタ共和国 (1998)
98. MON モナコ (1914)
99. MRI モーリティアス (2012)
100. MTN モーリタニア (2007)
101. MYA ミャンマー (2007)
102. NAM ナミビア (2007)
103. NCA ニカラグア (1986)
104. NED オランダ (1913) \*
105. NEP ネパール (2010)
106. NGR ナイジェリア (2000)
107. NIG ニジェール (2000)
108. NOR ノールウェー (1913年) \*
109. NZL ニューージーランド (1939)
110. PAN パナマ (1947)
111. PAR パラグアイ (1964)
112. PER ペルー (1936)
113. PHI フィリッピン (1978)
114. PLE パレスチナ (2000)
115. POL ポーランド (1923)
116. POR ポルトガル (1922)
117. PRK 朝鮮民主主義人民共和国 (北朝鮮) (1968)
118. PUR プエルト・リコ (1959)
119. QAT カタール (2001)
120. ROU ローマニア (1933)
121. RSA 南アフリカ (1950)
122. RUS ロシア (1992年まで USSR)
123. RWA ルワンダ (2012)

- 124. SAM サモア (2013)
- 125. SRB セルビア (1928)
- 126. SEN セネガル (1998)
- 127. SGP シンガポール (1983)
- 128. SLE シエラ・レオン (2003)
- 129. SLO スロバニア (1992)
- 130. SMR サンマリノ (1996)
- 131. SOM ソマリア (2007)
- 132. SRI スリ・ランカ (2008)
- 133. SUI スイス (1914)
- 134. SVK スロバキア (1993)
- 135. SWE スウェーデン
- 136. SYR シリア (2008 年)
- 137. THA タイランド (1998)
- 138. TJK タジキスタン (2007)
- 139. TKM トルクメニスタン (1993)
- 140. TOG トゴ (2008 年)
- 141. TPE 中国台北 (台湾) (1982)
- 142. TUN チュニジア (1958)
- 143. TUR トルコ (1936)
- 144. UAE アラブ首長国連邦 (2005)
- 145. UKR ウクライナ (1992)
- 146. UGA ウガンダ (2014)
- 147. URU ウルグアイ (1936)
- 148. USA アメリカ合衆国 (1913)
- 149. UZB ウズベキスタン (1992)
- 150. VEN ベネズエラ (1950)
- 151. VIE ベトナム (2003)
- 152. YEM イエメン (2004)

## 付属文書Ⅱ： 歴史

### 創設

1. ゲント(Ghent)で開催されたフェンシングのコンGRESSに引き続いて、又、Mr. René Lacroix の発議で、下記の連盟やグループが 1913 年 11 月 9 日にパリ(Paris)に集まって国際フェンシング連盟(FIE)の創設を発表した。

**Deutscher Fechter Bund (ドイツ)**

代表者： Erckrath de Bary 氏

**Fédération Belge des Cercles d'Escrime (ベルギー)**

代表者： Georges Renard 氏, Charles Cnoops 氏, Albert Sarens 氏,  
Paul Anspach 氏

**Cesky Sermirsky Club “Riegel” (ボヘミア)**

代表者： Jaroslav Tucek 氏, V.C. Vanicek 氏

**Fédération Nationale Française d'Escrime (フランス)**

代表者： Chasseloup-Loubat 公爵, Bruneau de Laborie 氏, René Lacroix

氏,



Bernard Gravier 氏  
**Amateur Fencing Association** (英国)  
代表者：Edgard Seligman 氏  
**Koninklijke Nederlandsche Amateur Schermbond** (オランダ)  
代表者：A.E.W. de Jong 中尉  
**Magyar Vivő Szovetség** (ハンガリー)  
代表者：Dr. Bela Nagy, Dr. Pierre Toth  
**Federazione Nazionale Italiana di Scherma** (イタリア)  
代表者：Giuseppe De Valle 氏  
**Norge Fektaforbund** (ノルウェー)  
代表者：Chasseloup-Loubat 公爵

Osorio 氏 (ポルトガル) は、非公式の資格で会合に参加した。

2. 国際フェンシング連盟は、ゲントのコンGRESSで表示された要望を指針として採用し、以前の決定を固守する事を誓った。

## 管理

### § 1 1913～1920

1913年11月29日の選挙総会は、FIEの初代会長として **Fédération Belge des Cercles d'Escrime** 会長の **Albert Feyerick** 氏を任命した。

Feyerick 氏は、彼の補佐として **Charles Cnoops** 氏を、財務局長として **Paul Anspach** 氏を、Anspach 氏の補佐として **Sarens** 氏を任命した。

FIEの活動は、1914年8月から1919年の初めまで完全に停止された。

当時、本部局は、加盟グループが合意したように、1913年に与えられた任期を満たす事を継続し、1920年のオリンピック大会後の12月31日まで管理を継続した。

Feyerick 氏の死後、Cnoops 氏が1919年2月20日からFIEの会長を務めた。

### § 2 1921～1924

1920年8月に、オリンピック大会期間中にアントワープで開催されたFIEのコンGRESSは、1921年1月1日からの会長として(フランスの連盟の会長であった) **André Maginot** 氏を任命した。彼は、彼の補佐として **Chasseloup-Loubat** 公爵を、事務局長として **René Lacroix** 氏を、財務補佐として **Lucien Gaudin** 氏を選んだ。

### § 3 1925～1928

1924年6月に、オリンピック大会中にパリで開催されたコンGRESSは、1921年1月1日からの会長として(オランダのロイヤル・フェンシング連盟の会長であった) **G. Van Rossem** 大佐を任命した。彼は、彼の補佐として **Jhr J.D.H. De Beaufort** を、事務局長として **Dr. L. H. Feschotte** を、財務補佐として **J. Schoon** 氏を選んだ。**Dr. L. H. Feschotte** の死後、**J. Schoon** 氏が1926年7月18日から事務局長の職務を引き継いだ。

### § 4 1929～1932

1928年7月に、オリンピック大会中にアムステルダムで開催されたコンGRESSは、1929年1月1日からの会長として(スイス・ナショナル・フェンシング連盟の元会長)

Eugène Empeyta 氏を任命した。彼は、彼の補佐として Dr. Mende を、事務局長として

A. Albert 氏を、財務補佐として Dr. E. Fitting を選んだ。

## § 5 1933～1948

1932年2月に、ジュネーブで開催されたコンGRESは、1933年1月1日からの会長として FIE の元事務局長の Paul Anspach(H.M.)を任命した。彼は、(Fédération Royale Belge des Cercles d'Escrime の会長)Henri Langloi Van Ophem 氏を補佐として、Chevalier Robert Feyerick 氏を事務局長として、キャプテン・コマンドントの G. Bricusse 氏を財務補佐として選んだ。

1936年7月に、オリンピック大会中にベルリンで開催された特別コンGRESで、Paul Anspach(H.M.)氏が再び任命された。後者は最後の本部局のメンバーを再任命した。

世界大戦のために、FIE の活動は、1939年9月から完全に停止された。1940年8月に、FIE の全ての記録資料はゲシュタポによってベルリンに移され、再びそれらを見つける事は不可能であった。

ブラッセルで 1946年のコンGRESは、次の本部局がオリンピック大会直後の1月1日から普通に任務に就けるように、Paul Anspach 氏の時期尚早に中断された任期が 1948年12月31日まで延期される事を決定した。

Paul Anspach(H.M.)は、彼の補佐として(Fédération Royale Belge des Cercles d'Escrime の会長) Van Den Heuvel 少佐を選んだ。彼は、事務局長として Charles Huybrechts 氏を選んだ。Bricusse 大佐は財務補佐の任務の継続をいとわなかった。

## § 6 1949～1952

例外として、ブラッセルで開催された 1946年のコンGRESは、1949—1952年の期間の FIE の会長としてフランスのフェンシング連盟の副会長である Jacques Coutrot 氏を既に任命していた。Coutrot 氏は彼の補佐として René Bondoux 氏を、事務局長として Pierre Ferri 氏を、財務補佐として Henri Dulieux 氏を選んだ。

## § 7 1953～1956

1952年に、ヘルシンキのコンGRESは、会長としてイタリアのフェンシング連盟会長 Giuseppe Mazzini (H.M.)を任命した。彼は、副会長として Giorgio Macerata 氏、事務局長として Franco Delvecchio 氏、財務補佐として Mario Pontiroli 氏を選んだ。

## § 8 1957～1960

1956年にミラノのコンGRESは、会長としてフランスのフェンシング連盟の名誉会長で 1949年から 1952年まで FIE の元事務局長の Pierre Ferri (H.M.)(†)を任命した。彼は、

副会長として René Bondoux 氏、事務局長として Henri Dulieux(†)氏、財務補佐として Daniel Dagallier 氏を選んだ。

René Bondoux 氏と Henri Dulieux 氏は、既に 1949年から 1952年まで FIE の本部局のメンバーであった。

## § 9 1961～1964

1960年に、ローマのオリンピック・コンGRESは、会長としてパン・アメリカン・フェンシング連合会長の Miguel de Capriles(†)氏を任命した。彼は、副会長に弟で米国フェンシング連盟元会長の José de Capriles 氏、事務局長に John V. Crombach 将軍、財務補佐に Léo G. Nunès(†)氏を選んだ。

## §10 1965～1968

1964年に、ノイシャテルのコンGRESは、会長としてFIEの元会長(1957年ー1960年)のPierre Ferri (H.M.)(†)を任命した。彼は、副会長にLouis Bontemps (H.M.)氏、事務局長にHenri Dulieux (H.M.)(†)将軍、財務補佐にEdgard Mercier (H.M.)氏を選んだ。

Henri Dulieux氏は、既に1949年から1952年までと1957年から1960年までFIEの本部局のメンバーであった。

## §11 FIEの管理に於ける変更

1968年に、パリのコンGRESは、FIEの管理と行政に関する定款の条項を完全に変更した。その時以来、FIEの経営管理は、11名の理事会メンバーに委ねられた。これは、

コンGRESによって選挙で選ばれた会長、会長によって選ばれた会長と同じ国籍の事務局長と財務局長(本部局を形成)、及びコンGRESによって選ばれた、会長と異なる国籍の8名のメンバーで編成された。

## §12 1969～1972

1968年に、パリのコンGRESは、Pierre Ferri (H.M.)会長の任期を更に4年間更新した。

彼は、事務局長にHenri Dulieux (H.M.)氏と財務局長にEdgard Mercier (H.M.)氏を再度任命した。これらの3名がFIEの本部局を形成した。

同コンGRESは、理事会のメンバーとして下記を選出した：

Charles de Beaumont (H.M.)(†)(英国)、Dr. André Borle (†)(スイス)、Gian Carlo Brusati(†)(イタリア)、Miguel de Capriles (H.M.)(†)(米国)、Charles Debeur (H.M.)(†)(ベルギー)、Vasile Ionescu (†)(ルーマニア)、Pal Kovaks (H.M.)(†)(ハンガリー)、Nicolai Lubomirov (U.S.S.R.)。彼等は、本部局の3名と共に、Pierre Ferri (H.M.)(†)氏が議長を務める理事会を構成した。

後に、理事会は、副会長としてBrusati氏とLubomirov氏を選出した。

## §13 1973～1976

1972年度オリンピック大会中にミュンヘンで開催された特別コンGRESは、Pierre Ferri (H.M.)会長の任期を4年間更新した。

健康上の理由でHenri Dulieux (H.M.)氏が本部局の業務を断念した後、Pierre Ferri (H.M.)氏は事務局長に(1965年以来財務局長であった)Edgard Mercier (H.M.)氏及び財務局長にEmmanuel Rodocanaci氏(フランス)を選んだ。

同コンGRESは、理事会のメンバーとして下記を選出した：

Gian Carlo Brusati (H.M.)(†)(イタリア)、Miguel de Capriles (H.M.)(†)(米国)、Charles Debeur (H.M.)(†)(ベルギー)、Hans Drakenberg (H.M.)(スウェーデン)、Anatoly Golianitski (H.M.) (U.S.S.R.)、Vasili Ionescu (†)(ルーマニア)、Klaus Dieter Guese (H.M.)(†)(ドイツ)、Pal Kovacs (H.M.)(†)(ハンガリー)。

それから理事会は、副会長としてGian Carlo Brusati氏とAnatoly Golianitski氏を選出した。

## §14 1977～1980

1976年にパリでの通常コンGRESは、Pierre Ferri (H.M.)会長の任期を4年間更新した。

彼は、事務局長として Edgard Mercier (H.M.)氏及び財務局長として Emmanuel Rodocanaci 氏を再任命した。

同コンGRESは、理事会のメンバーとして下記を選出した：

Gian Carlo Brusati (H.M.)(†)(イタリア)、Miguel de Capriles (H.M.)(†)(米国)、Charles Debeur (H.M.)(†)(ベルギー)、Jacques Hochstaetter (スイス)、Anatoly Golianitski (H.M.)(U.S.S.R.)、Vasili Ionescu (†)(ルーマニア)、Klaus Dieter Guese (H.M.)(†)(ドイツ)、Pal Kovacs (H.M.)(†)(ハンガリー)。

それから理事会は、副会長として G. C. Brusati 氏と A. Golianitski 氏を選出した。

### §15 1981～1984

1980年に、オリンピック大会中にモスクワで開催された特別コンGRESは、G. C. Brusati (H.M.)氏を会長に任命した。彼は、Edoardo Mangiarotti (H.M.)氏を事務局長として及び Guido Madacame 氏を財務局長として選んだ。

同時に、Pierre Ferri (H.M.)氏はコンGRESによって名誉会長に選出された。

同コンGRESは、理事会のメンバーとして下記を選出した：

Charles Debeur (H.M.)(†)(ベルギー)、Klaus Dieter Guese (H.M.)(†)(ドイツ)、Jacques Hochstaetter (スイス)、Vasili Ionescu (†)(ルーマニア)、Pal Kovacs (H.M.)(†)(ハンガリー)、Edgard Mercier (H.M.)(†)(フランス)、Chaba M. Pallaghy (U.S.A.)、Victor Putiatin (U.S.S.R.)。

Pal Kovacs 氏と Charles Debeur 氏が FIE の副会長に選出された。Charles Debeur 氏の死去により、理事会は Edgard Mercier (H.M.)氏を副会長に選出した。

### §16 1985～1988

ミラノの1984年度コンGRESで、Rolland Boitelle 氏が FIE の会長に選出された。

彼は、事務局長として Emmanuel Rodocanaci (H.M.)氏と財務局長として René Roch 氏(フランス)を選んだ。Emmanuel Rodocanaci 氏は既に1973年～1976年と1977年～1980年に FIE の本部局に従事していた。

コンGRESは理事会のメンバーとして下記を選出した：

Arthur Cramer (ブラジル)、Klaus Dieter Guese (H.M.) (†)(ドイツ)、Jacques Hochstaetter (H.M.) (スイス)、Peter Jacobs (英国)、Pal Kovacs (H.M.) (†)(ハンガリー)、Chaba M. Pallaghy(U.S.A.)、Sidney Romeo (イタリア)、Carl Schwende (H.M.)(†)(カナダ)。

Pal Kovacs 氏と Klaus Dieter Guese 氏が理事会によって FIE の副会長に選出された。

### §17 1989～1992

1988年にマデイラのコンGRESは、FIE の会長としての Rolland Boitelle(H.M.)氏の任期を4年間更新した。

彼は、事務局長として Emmanuel Rodocanaci (H.M.)氏及び財務局長として René Roch 氏(H.M.)(フランス)を再任命した。

同コンGRESは、理事会メンバーとして下記を選出した：

Valerian Bazarevitch (H.M.)(†)(U.S.S.R.)、Wolf G. Dieffenbach、Jacques Hochstaetter (H.M.)(SUI)、Jenö Kamuti (HUN)、Miguel Manrique (ESP)、Chaba M. Pallaghy (U.S.A.)、Sidney Romeo (ITA)、Carl Schwende (H.M.)(†)(CAN)

コンGRESは、Pal Kovacs (H.M.)氏をこの機会に創設されたタイトルの名誉副会長に選出した。

Sidney Romeo 氏と Jacques Hochstaetter 氏が理事会によって副会長に選出された。

## §18 FIE の管理に於ける新しい変更

1992年にパリで kongress は、FIE の管理と行政に関する定款の条項を更に変更した。

それ以後、FIE の経営管理は、一方で kongress によって選挙で選ばれた会長と他方で kongress によって選挙で選ばれたそれぞれ異なる国籍の 11 名のメンバーで構成する理事会の 12 名のメンバーに委ねられた。

FIE の本部局は、会長、会長によって選ばれた事務局長と財務局長、理事会によって選ばれた 2 名の副会長の 5 名で構成される事となった—全員 11 名のメンバーの中から選ばれる。

## §19 1993～1996

1992年にパリで kongress は、1983年から1986年までと1987年から1992年まで FIE の元財務局長であった René Roch (H.M.) 氏を会長に選出した。

同 kongress は、理事会メンバーとして下記を選出した：

Mrs. Pilar Roldan (MEX), Valerian Bazarevitch (H.M.)(†)(RUS), Arthur Cramer (BRA), Max Geuter (GER), Jacques Hochstaetter (H.M.)(SUI), Peter Jacobs (GBR), Emmanuel Katsiadakis (GRE), Jenö Kamuti (HUN), Rainer Mauritz (AUT), Chaba M. Pallaghy (U.S.A.), Carl Schwende (H.M.)(CAN)

これらの中から、Roch 氏は、事務局長として Jenö Kamuti 氏及び財務局長として Rainer Mauritz 氏を任命した。

それから理事会は、Jacques Hochstaetter 氏と Chaba M. Pallaghy 氏を FIE の副会長に選出した。

## §20 1996～2000

1996年度アトランタの kongress は FIE の会長として René Roch (H.M.) 氏の任期を 4 年間更新した。

同 kongress は、理事会メンバーとして下記を選出した：

Mrs. Rafaela Gonzalez Ferrer (CUB), Valerian Bazarevitch (H.M.)(†)(RUS), Jean-Claude Blondeau (FRA), Sam D. Cheris (H.M.)(U.S.A.), Mario Favia (ITA), Max Geuter (GER), Peter Jacobs (GBR), Emmanuel Katsiadakis (GRE), Jenö Kamuti (HUN), Miguel Manrique (ESP), Carl Schwende (H.M.)(†)(CAN)

これらの中から、Roch 氏は、事務局長として Mario Favia 氏及び財務局長として Jean-Claude Blondeau 氏を任命した。

それから理事会は、Miguel Manrique 氏と Carl Schwende 氏を FIE の副会長に選出した。

## §21 2000～2004

2000年度パリの kongress は、FIE の会長として René Roch (H.M.) 氏の任期を 4 年間更新した。

同 kongress は、理事会メンバーとして下記を選出した：

Mrs. Ana Pascu (ROM), Mrs. Rafaela Gonzalez Ferrer (H.M.)(CUB), Jean-Claude Blondeau (FRA), Sam D. Cheris (H.M.)(U.S.A.), Arthur Cramer (H.M.)(BRA), Mario Favia (ITA), Max Geuter (H.M.)(GER), Peter Jacobs (H.M.)(GBR), Jenö Kamuti (HUN), Emmanuel Katsiadakis (GRE), Ali Youssef Hussain (KUW)

これらの中から、Roch 氏は、事務局長として Mario Favia 氏及び財務局長として Peter Jacobs 氏を任命した。

それから理事会は、Mrs. Rafaela Gonzalez Ferrer と Max Geuter 氏を FIE の副会長に選出した。  
 kongress は、Carl Schwende (†) 氏も名誉副会長として選出した。

## §22 2004～2008

2004 年度パリの kongress は、副会長の人数を 3 名に増加した。本部局は 6 名の構成である：会長、事務局長、会長が指名する財務局長、理事会によって選出され 11 名のメンバーの中から選ばれる副会長 3 名である。

2004 年度パリの kongress は、FIE の会長として René Roch (H.M.) 氏の任期を 4 年間更新した。

同 kongress は、理事会メンバーとして下記を選出した：

Mrs. Ana Pascu (ROM), Mrs. Rafaela Gonzalez Ferrer (H.M.)(CUB), Al-Thani Saoud Bin Abdulrahman (QAT), BA Abdoul Wahab Barka (†)(SEN), Arthur Cramer (H.M.)(BRA),

Max Geuter (H.M.)(GER), Ali Youssef Hussain (KUW) , Peter Jacobs (H.M.)(GBR), Emmanuel Katsiadakis (GRE), Victor Sanchez Naranjo (ESP), Wang Wei (CHN)

これらの中から、Roch 氏は、事務局長として Emmanuel Katsiadakis 氏及び財務局長として Peter Jacobs 氏を任命した。

そして、理事会は FIE の副会長として Mrs. Ana Pascu と Mr. Saoud Bin Abdulrahman Al-Thani と Mr. Arthur Cramer を選出した。

2007 年に、マドリッドの kongress は Mr. Mario Favia (MH, ITA) を名誉副会長に推挙した。

## §23 FIE の経営における新しい修正

2008 年にパリの kongress は理事会のメンバーの人数に関する定款条項を修正した。それは会長を含めて 16 名のメンバーで構成され、kongress によって選挙で選ばれ且つ異なる国籍のメンバー 15 名のうちの 3 名は女性である事とする。

FIE によって認知されている 5 連合の各々の在職中の会長は、全権限を伴う理事会のメンバーである。

## §24 2008～2012

2008 年のパリの kongress は、4 年間の FIE の会長として Mr. Alisher Usmanov (RUS) を選出した。

同 kongress は、下記も理事会メンバーとして選出した：

Ana Pascu (ROU, H.M.), Max Geuter (GER, H.M.), Velitchka Hristeva (BUL), Ali Youssef Hussain (KUW) , Peter Jacobs (GBR, H.M.), Emmanuel Katsiadakis (GRE), Guk Hyeon Kim (KOR), Maxim Paramonov (UKR), Frederic Pietruszka (FRA), Sunil Sabharwal (USA), Feriel Nadira Salhi (ALG), Victor Sanchez Naranjo (ESP), Giorgio Scarso (ITA), Omar Alejandro Vergara (ARG), Wang Wei (CHN).

Mr. Alisher Usmanov は事務局長として Mr. Maxim Paramonov と財務局長として Mr. Peter Jacobs を任命した。

それから理事会は、FIE の副会長として Mrs. Ana Pascu と Mr/ Giorgio Scarso と Mr. Wang Wei を選出した。

kongress は Mr. Rene Roch (FRA, H.M.) を FIE の名誉会長として推挙した。

2008 年に、理事会は Al-Thani Saoud Bin Abdulrahman (QAT) を名誉副会長として推挙した。

2010年の Mr. Victor Sanchez Naranjo (ESP)の理事会メンバー辞任後、Mr. Per Palmström (SWE)が後任となった。

#### § 25. 2012-2016

2012年のモスクワのコンGRESは、FIEの会長として Mr. Alisher Usmanov (RUS)の4年間の任期を更新した。

同コンGRESは下記を理事会メンバーとして選出した：

Donald Anthony JR (USA), Erika Aze (LAT), Jacek Bierkowski (POL), Tamer Mohamed El Araby (EGY), Max Geuter (GER, M.H.), Velitchka Hristeva (BUL), Guk Hyeon Kim (KOR), Ana Pascu (ROU, M.H.), Novak Perovic (RSA), Oleg Peskov (KAZ), Frédéric Pietruszka (FRA), Stanislav Pozdniakov (RUS), Ferial Nadira Salhi (ALG), Giorgio Scarso (ITA), Wei Wang (CHN).

Mr. Alisher Usmanov は、事務局長として Frédéric Pietruszka と財務局長として Jacek Bierkowski を指定した。

それから理事会は、FIEの副会長として Ana Pascu と Giorgio Scarso と Wei Wang を選出した。

#### § 26. 2016-2020

2016年のモスクワのコンGRESは、FIEの会長として Mr. Alisher Usmanov (RUS)の4年間の任期を更新した。

同コンGRESは下記を理事会メンバーとして選出した：

Donald Anthony JR (USA), Erika Aze (LAT), Jacek Bierkowski (POL), Velitchka Hristeva (BUL), Emmanuel Katsiadakis (GRE M.H.), Isabelle Lamour (FRA), Yuki Ota (JPN) ; Ana Pascu (ROU, M.H.), Novak Perovic (RSA), Oleg Peskov (KAZ), Ferial Nadira Salhi (ALG), Giorgio Scarso (ITA), Bence Szabo (HUN), Pascal Tesch (LUX), Wei Wang (CHN).

Mr. Alisher Usmanov は事務局長として Emmanuel Katsiadakis 及び財務局長として Ferial Nadira Salhi を指名した。

それから理事会は、FIEの副会長として Donald Anthony, Ana Pascu と Wei Wang を選出した。

#### 付属文書Ⅲ： 名誉会員

下記の年度にコンGRESによって推挙された故人となった元名誉会員：

- 1924 Paul ANSPACH, René LACROIX, André MAGINOT
- 1928 George van ROSSEM, Jacob SCHOON
- 1930 CHASSELOUP-LAUBAT 公爵
- 1932 Eugène EMPEYTA
- 1933 Albert GAUTHIER-VIGNAL 伯爵
- 1935 Giuseppe MAZZINI
- 1937 James ERCKRATH de BARRY, Andréas LITTAY
- 1939 G. CANOVA, Adrien LAJOUX
- 1948 Dr. Ing. Jan TILLE, George BRICUSSE, Raoul HEIDE
- 1949 Giogy ROZGONYI, Kribor AGATHON, Charles de BEAUMONT
- 1952 Jacques COUTROT
- 1953 Pierre FERRI, Giulio BASLETTA

1957 Giorgio MACERATA (ITA)  
1958 Charles DEBEUR  
1961 René BONDOUX, Henri DULIEUX  
1962 Hans DRAKENBERG  
1963 Louis BONTEMPS  
1964 René MERCIER  
1965 Miguel DE CAPRILES  
1969 Pál KOVACS  
1970 Renzo NOSTINI, Mr Anatoli GOLIANITSKI  
1972 André BORLE  
1973 Edgar MERCIER  
1974 Gian Carlo BRUSATI  
1977 Pierre CAROLET  
1978 Vasile IONESCU  
1980 Mrs. Ilona ELEK-HEPP, Klaus Dieter GUESE, Robert AEBERLI  
1983 Lajos BARTHAZAR, Carl SCHWENDE, Peter ULRICH PUR  
1984 Endré SZAKALL, Mr Edoardo MANGIAROTTI, Mr Sidney ROMEO, Mr Guido MALACARNE  
1986 Rolland BOITELLE, Tibor SZEKELY  
1987 Valérian BAZAREVITCH  
1988 Violetta KATERINSKA  
1992 Rudolf KARPATI, Christian D'ORIOLO  
1996 Antonio RODRIGUEZ, Mustafa SOHEIM  
2000 Ms Mary GLEN HAIG DBE (GBR)  
2001 Mr Mario FAVIA (ITA)  
2003 Laszlo NEDECZKY  
2004 Abdoul Wahab Barka BA  
2006 Emil BECK (GER) (死後の指名)  
2008 Mr Anibal ILLUECA HERRANDO (PAN)  
2013 Mr. Guy AZEMAR (FRA)  
2017 Mr. George R. VAN DUGTEREN (NED) (死後の指名)

下記の年度にコンGRESSによって推挙された現在の名誉会員：

1980 Emmanuel RODOCANACI (FRA)  
1986 Jacques HOCHSTAETTER (SUI)  
1989 Wolf Gunther DIEFFENBACH (GER)  
René ROCH (FRA)  
1993 Thomas BACH (GER)  
Pal SCHMITT (HUN)  
1998 Mrs. Rafaela GONZALEZ FERRER (CUB)  
Samuel David CHERIS (U.S.A.)  
2000 Arthur CRAMER (BRA)  
Max GEUTER (GER)  
Mrs. Mary GLEN HAIG DBE (GBR)  
Peter JACOBS (GBR)  
2004 Mrs. Erika DIENSTL (GER)



- Emmanuel KATSIADAKIS (GRE)  
Mrs. Ana PASCU (ROM)
- 2007 Xiao Tian (CHN)  
Jean-Claude Blondeau (FRA)  
Cesare Salvadori (ITA)
- 2008 Celso Dayrit (PHI)  
Ms. Kate D'Oriola (FRA)  
Ali Youssef Hussain (KUW)  
Abderrahmane Lamari (ALG)  
Ms. Helen Smith (AUS)
- 2009 Mr Marcello Baiocco (ITA)
- 2013 Mr. Arthur Bar-Joseph (ISR)  
Mr. Steve Higginson (GBR)  
Mr. Jenő Kamuti (HUN)  
Mr. Adam Lisewski (POL)  
Mr. Bert Van de Flier (NED)
- 2017 Mr. Carl BORACK (USA)  
Mr. Emmanuele Francesco MARIA EMANUELE (ITA)  
Mr. Omar VERGARA (ARG)

付属文書Ⅳ： シュバリエー・フェイエリック・トロフィー

受賞者：

- 1940 / 1946 Paul ANSPACH (BEL)  
1947 フランス・フェンシング連盟 (FRA)  
1948 Emrys LLOYD (BGR)  
1949 個人的理由により本人が受賞辞退  
1950 イタリア・フェンシング連盟 (ITA)  
1951 Mrs. Ilona ELEK (HUN)  
1952 René LACROIX (FRA)  
1954 Fernand VAN DEN HEUVEL 大佐 (BEL)  
1955 エジプト・フェンシング連盟 (EGY)  
1957 Charles de BEAUMONT (H.M.) (GBR)  
1959 Edoardo MANGIAROTTI (H.M.) (ITA)  
1961 Pierre Ferri (H.M.) (FRA)  
1963 U.S.S.R. フェンシング連盟 (U.S.S.R.)  
1965 Charles DEBEUR (H.M.) (BEL)  
1967 Jersy PAWLOWSKI (POL)  
1969 Louis BONTEMPS (H.M.) (FRA)  
1971 Alexey NIKANTCHIKOV (U.S.S.R.)  
1973 ハンガリー・フェンシング連盟 (HUN)  
1975 Henri DULIEUX (H.M.) (FRA)

1977 ドイツ・フェンシング連盟 (GER)  
 1979 Emilio GARCIA DIEZ (ESP)  
 1981 スウェーデン・フェンシング連盟 (SWE)  
 1983 Hans DRAKENBERG (H.M.) (SWE)  
 1985 Alexandre ROMANKOV (U.S.S.R.)  
 1987 Gian Carlo BRUSATI (H.M.) (ITA)  
 1989 Pál KOVACS (H.M.) (HUN)  
 1991 Edgar MERCIER (H.M.) 及び René MERCIER (H.M.) (FRA)  
 1993 キューバ・フェンシング連盟 (CUB)  
 1995 中国フェンシング協会 (CHN)  
 1997 Mrs. Anja FICHTEL-MAURITZ (GER)  
 1999 南アフリカ・フェンシング連盟及び George R. VAN DUGTEREN  
 (RSA)  
 2001 セネガル・フェンシング連盟 (SEN)  
 2003 デンマーク・フェンシング連盟 (DEN)  
 2005 Fabrice JEANNET (FRA)  
 2007 Mrs Timea Nagy (HUN)  
 2009 Zagunis Mariel (USA)  
 2011 フランス・フェンシング連盟 (FRA)  
 2013 Automobile Club de France (ACF) (FRA)  
 2015 ロシアのフェンシング連盟 (RUS)及び Frantisek Janda (CZE)  
 2017 Alisher Usmanov (RUS)

付属文書 V : 最優秀選手

2008 Valentina Vezzali (ITA)